

令和6年度

阪南市教育委員会の点検・評価報告書

（令和5年度施策・事業対象）



「はたちの集い」でのアトラクション(令和6年1月 サラダホール大ホール)

令和6年10月

阪南市教育委員会

は じ め に

平成20年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価の結果をまとめた報告書を公表しています。

阪南市では、市長と教育委員会が協議・調整を行う総合教育会議において平成27年度に「阪南市教育大綱」を策定（第1期・計画期間3年）し、平成30年度にはその内容を見直し（第2期・計画期間5年）しました。そして令和5年度は様々な検討を重ね、「第3期阪南市教育大綱」（計画期間5年）を策定しました。

また、平成29年4月からは、教育長と教育委員で組織する新たな教育委員会制度のもと、「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創のひと・まちづくり」をめざして、施策・事業を実施しています。

本報告書は、令和5年度に教育委員会が実施した主要な施策・事業を抽出し、教育に関する学識経験者（教育委員会評価委員）の指導・助言をいただき、点検・評価を行ったものです。

ここにその結果を公表するとともに、次年度以降の事務改善に役立ててまいりたいと考えています。

令和6年11月

阪南市教育委員会



はんなん海の学校入校式（令和6年3月 サラダホール大ホール）

目 次

I	教育委員会の点検・評価制度について	1
1	教育委員会の点検・評価制度の概要	2
2	阪南市教育委員会の点検・評価の手法	3
II	点検・評価結果	5
1	点検・評価シートについて	6
2	点検・評価項目シートの見方について	6
	点検・評価シートの記入例	7
3	点検・評価のポイント	8
4	点検・評価シート担当課一覧表	9
第1節	幼児教育の充実	11
1-1	阪南市立幼稚園運営事業	12
1-2	私立教育施設運営事業	13
第2節	学校教育の充実	14
2-1	地域教育協議会補助事業	15
2-2	学力向上事業	16
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	17
2-4	小中学校就学援助事業	18
2-5	児童教育支援（通訳）事業	19
2-6	子ども支援員配置事業	20
2-7	教育支援相談員配置事業	21
2-8	進路選択支援事業	22
2-9	教育支援事業	23
2-10	小学校安全対策事業	24
2-11	小中学校教職員研修事業	25
2-12	教育支援センター実施事業	26
2-13	スクールカウンセラー配置事業	27
2-14	小中学校保健事業	28
2-15	GIGAスクールビジョン推進事業	29

2-16	学校図書館専任司書配置事業	30
2-17	外国語指導助手活用事業	31
2-18	いじめ問題対策事業	32
2-19	海洋教育推進事業	33
2-20	水泳の充実推進事業	34
2-21	(仮称) 子どもの権利に関する条例制定事業	35
2-22	学校支援員配置事業	36
2-23	給食センター管理運営事業	37
2-24	中学校給食運営事業	38
2-25	学校給食センター建替え事業	39
2-26	阪南市立学校のあり方検討事業	40



海洋教育の取組発表（阪南市役所1階ロビー）

第3節	生涯学習の推進	4 1
3-1	社会教育委員活動事業	4 2
3-2	留守家庭児童会運営事業	4 3
3-3	野外活動広場（桜の園）管理事業	4 4
3-4	はたちの集い開催事業	4 5
3-5	青少年健全育成活動事業	4 6
3-6	生涯学習推進事業	4 7
3-7	国際交流委託事業	4 8
3-8	放課後子ども教室推進事業	4 9
3-9	放課後の子どもの居場所事業	5 0
3-10	人権研修事業	5 1
3-11	阪南市フレンドシップコンサート事業	5 2
3-12	中央公民館管理運営事業	5 3
3-13	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業	5 4
3-14	はんなん海の学校事業	5 5
3-15	文化センター・図書館管理運営事業	5 6
3-16	絵本で育む子どもとのふれあい事業	5 7
第4節	歴史・文化の保存と継承	5 8
4-1	文化財保護啓発事業	5 9
第5節	生涯スポーツの振興	6 0
5-1	社会体育施設管理運営事業	6 1
5-2	スポーツ推進事業	6 2
5-3	各種大会運営委託事業	6 3
Ⅲ	教育委員会会議の実施状況及び教育委員の活動状況	6 4
資料等		6 8
関係法令		6 9
阪南市教育委員会評価委員会条例		7 1
阪南市教育大綱		7 4
令和5年度 阪南市学校園教育基本方針		8 5

I 教育委員会の点検・評価制度について

I 教育委員会の点検・評価制度について

1 教育委員会の点検・評価制度の概要

(1) 点検・評価制度の概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、効果的な教育行政の推進と住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会は、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

また、点検・評価の方法、報告書の様式、議会への提出方法などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定するものとされています。

(2) 学識経験者の知見の活用について

「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」については、点検・評価の客観性を確保するためのものです。活用の仕方については、評価の方法や結果について、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の創意工夫により対応することとされています。

なお、「教育に関し学識経験を有する者」については、教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人を想定しています。あくまでも評価の客観性を確保するという趣旨から、必ずしも教員経験者や、大学の研究者などの教育についての専門家でなければならないことはありません。

(3) 市議会への提出・公表

教育委員会が実施した前年度事業について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、市議会へ提出後、公表します。

2 阪南市教育委員会の点検・評価の手法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の趣旨に沿い、阪南市教育委員会の評価手法について、平成20年11月に「阪南市教育委員会評価委員設置要綱」を制定しました。さらに、平成25年12月に、より多くの視点に基づく意見や多様な学識経験に基づく知見を活用するため、「阪南市教育委員会評価委員会条例」を制定し、平成26年度から3人の合議制の委員会となりました。

(1) 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とします。

(2) 実施方法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条を基に、教育委員会事務局各課（室・施設）の主要な施策・事業を評価シートにて点検・評価を行います。

まず、事業実施担当課において、評価シートを用い、施策・事業の目標に対して、取組の効果や今後の課題について考察します。

その後、前年度の取組状況について、評価委員の点検・評価を得て、市議会に報告書を提出します。

(3) 点検・評価の経過

年 月	会 議 等	内 容
令和6年 7月	第1回評価委員会	点検・評価シート(案)について (委員に各評価シートを説明)
令和6年 10月	第2回評価委員会	点検・評価結果について
令和6年 11月	定例教育委員会	点検・評価報告書について
令和6年 12月	市議会に報告書を提出	

(4) 学識経験者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する評価委員の方から、教育委員会が自ら行った点検・評価について、その客観性を確保するため包括的にご意見をいただき、今後の教育行政に活かします。

阪南市教育委員会評価委員名簿（敬称略）	
ふりがな	のむら まさあき
氏 名	野村 正昭
所属・職名	阪南市社会教育委員会議議長 阪南市青少年指導員協議会顧問 少年補導員
専門領域	生涯学習関係
ふりがな	さかもと としや
氏 名	坂本 俊哉
所属・職名	国立大学法人大阪教育大学 総合教育系高度教職開発部門教授
専門領域	学校教育関係
ふりがな	かまだ まみこ
氏 名	鎌田 麻美子
所属・職名	健康運動指導士 阪南市スポーツ協会体育教室指導者
専門領域	生涯学習関係

(5) 市民への公表

点検・評価の結果は、市民情報コーナー及び本市ウェブサイトにて公表します。

Ⅱ 点検・評価結果

Ⅱ 点検・評価結果

1. 点検・評価シートについて

教育委員会事務局各部署の主要な施策・事業を点検・評価するために点検・評価シートを作成しています。

2. 点検・評価シートについての見方（次頁の例参照）

1. 事業概要

- （1）事業名 — 各課の主要な施策・事業名を記載しています。
- （2）担当課 — 課・室・館名を記載しています。
- （3）目的 — 施策・事業の目的について記載しています。
- （4）事業概要 — 施策・事業の概要について記載しています。
- （5）事業費 — 令和4年度決算額・令和5年度決算額、また参考として令和6年度予算額を記載しています。

2. 取組結果

- （6）成果・効果 — 施策・事業実施により生じた成果・効果を記載しています。
- （7）今後の課題・改善策 — 施策・事業推進上の課題と改善策を記載しています。

3. 外部評価

- （8）評価 — 評価委員の意見を記載しています。

4. 今後の方針

- （9）方向性 — 評価委員の意見及び課題等を受け、今後の方向性を5段階で記載しています。
 - ・ 拡充
 - ・ 改善して継続
 - ・ これまでの取組を踏まえて継続
 - ・ 縮小
 - ・ 休止・廃止・終了

記入例

1. 事業概要

事業名	阪南市立幼稚園運営事業				担当課	こども政策課 学校教育課
目的	○阪南市立幼稚園において幼児を保育し、その心身の発達を促す。					
事業概要	○子ども・子育て支援法、教育基本法及び学校教育法等を遵守し、阪南市立幼稚園を運営する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業や体験入園等により、地域の子育て支援を実施する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	127,999	令和5年度 (決算額)	136,272	<参考> 令和6年度 (予算額)	155,214

2. 取組結果

成果・効果	○教育委員会と連携し、教職員の質の向上等を図った。 ○保育日数を確保するために夏季休業日を短縮し、さらなる幼児の心身における発達の促進に繋がった。 ○保育支援業務システムを導入し、教育・保育の質の向上に繋がった。
今後の課題 改善策	○公民の役割分担を踏まえ、中長期的な幼稚園のあり方を検討する。 ○園児の減少が加速化する中にあるが、多様化する保護者のニーズに応じた園運営及び子育て支援の充実に努める。

3. 外部評価

○市民ニーズと保育の充実のために、保育日数の確保を図ったことは評価できる。 ○子どもの人口が減少する中で取組を推進することには予算確保など多くの苦労があると思われるが、ぜひ継続して取り組んでもらいたい。またその際、人権尊重の視点など指導者の資質向上に向けた研修等の充実が求められる。 ○施設の不備がある点を点検し、より安全・安心な保育環境を整えてほしい。 ○園児数の減少が教育環境に影響しないか心配である。引き続き保護者のニーズを踏まえ、公立幼稚園の魅力を引き出す保育を行うことと、施設の老朽化により保育の質が低下しないことを願う。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○人権尊重の視点も含め、オンラインや対面による研修の受講機会を確保し、幼稚園の全体的な質の向上を図る。 ○引き続き、日々の安全点検等により発見した不具合等に優先順位をつけて対応することで、安全・安心な教育・保育環境を維持し、施設運営に努める。 ○今後とも「伸びようとする力」を育てる教育・保育の提供に努める。また、少子化等による園児数の減少を考慮し、阪南市立幼稚園同士の交流機会等の確保を図る。	

3. 点検・評価のポイント

《基本目標（阪南市総合計画）》

人生100年時代を迎え、
誰もが学んだ成果を地域で活かして輝けるまち

◎分野のめざす姿

- 子どもの権利が守られ、子ども参加のまちづくりが進められています。
- 学校・就学前施設・家庭・地域が連携して、子どもたちの“学び”・“育ち”を支援するとともに、乳幼児・児童・生徒が、良好かつ安全・安心で快適な環境のもと、質の高い充実した教育・保育を受けています。
- 乳幼児・児童・生徒が、基本的信頼感や自己肯定感を育めるよう支援を受け、様々な体験のもと生きる力を育み、健やかに育っています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っています。
- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動ができています。
- 市民が、互いの人権を尊重し、一人ひとりが尊厳を持ち、それぞれの違いを認め合って、すべての人がいきいきと安心して暮らしています。
- 地域での困りごとなどの地域課題が、分野を超えた活動の連携により解消されるなど、地域での学びが活かされる場が育まれています。
- 市民が、地域の歴史と文化を理解し、誇りを持って暮らしています。
- 生涯学習の多様なニーズを捉え、市民・行政などによるソーシャルメディアなどを活用した学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学ぶ機会が身近にあります。
- 多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。

《「はんなんの教育」の基本理念（阪南市教育大綱）》

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

※阪南市教育大綱は P74-84

【施策項目】

- 第1節 幼児教育の充実
- 第2節 学校教育の充実
- 第3節 生涯学習の推進
- 第4節 歴史・文化の保存と継承
- 第5節 生涯スポーツの振興

4. 令和6年度点検・評価シート 担当課一覧表(令和5年度事業)

第1節 幼児教育の充実		担当課
1-1	阪南市立幼稚園運営事業	こども政策課・学校教育課
1-2	私立教育施設運営事業	こども政策課
第2節 学校教育の充実		担当課
2-1	地域教育協議会補助事業	学校教育課
2-2	学力向上事業	学校教育課
2-3	小中学校特別支援教育就学奨励事業	教育総務課
2-4	小中学校就学援助事業	教育総務課
2-5	児童教育支援（通訳）事業	学校教育課
2-6	子ども支援員配置事業	学校教育課
2-7	教育支援相談員配置事業	学校教育課
2-8	進路選択支援事業	学校教育課
2-9	教育支援事業	学校教育課
2-10	小学校安全対策事業	教育総務課
2-11	小中学校教職員研修事業	学校教育課
2-12	教育支援センター実施事業	学校教育課
2-13	スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
2-14	小中学校保健事業	教育総務課
2-15	GIGAスクールビジョン推進事業	学校教育課・教育総務課
2-16	学校図書館専任司書配置事業	学校教育課
2-17	外国語指導助手配置事業	学校教育課
2-18	いじめ問題対策事業	学校教育課
2-19	海洋教育推進事業	学校教育課
2-20	水泳の充実推進事業	学校教育課
2-21	（仮称）子どもの権利に関する条例制定事業	学校教育課
2-22	学校支援員配置事業	学校教育課
2-23	給食センター管理運営事業	学校給食センター
2-24	中学校給食運営事業	学校給食センター
2-25	学校給食センター改修事業	学校給食センター
2-26	阪南市立学校のあり方検討事業	教育総務課

第3節 生涯学習の推進		担当課
3-1	社会教育委員活動事業	生涯学習推進室
3-2	留守家庭児童会運営事業	生涯学習推進室
3-3	野外活動広場（桜の園）管理事業	生涯学習推進室
3-4	はたちの集い開催事業	生涯学習推進室
3-5	青少年健全育成活動事業	生涯学習推進室
3-6	生涯学習推進事業	生涯学習推進室
3-7	国際交流委託事業	生涯学習推進室
3-8	放課後子ども教室推進事業	生涯学習推進室
3-9	放課後の子どもの居場所事業	生涯学習推進室
3-10	人権研修事業	生涯学習推進室
3-11	阪南市フレンドシップコンサート事業	学校教育課
3-12	中央公民館管理運営事業	中央公民館
3-13	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業	中央公民館
3-14	はんなん海の学校事業	中央公民館
3-15	文化センター・図書館管理運営事業	生涯学習推進室
3-16	絵本で育む子どもとのふれあい事業	生涯学習推進室
第4節 歴史・文化の保存と継承		担当課
4-1	文化財保護啓発事業	生涯学習推進室
第5節 生涯スポーツの振興		担当課
5-1	社会体育施設管理運営事業	生涯学習推進室
5-2	スポーツ推進事業	生涯学習推進室
5-3	各種大会運営委託事業	生涯学習推進室

計48件



ALTによるクリスマスおはなし会（令和5年12月 阪南市立図書館）

第1節 幼児教育の充実

■現状

- 少子化が進んでいます。
- 共働き家庭やひとり親家庭が増加してきています。
- 保護者の働き方の多様化などにより、ニーズも多様化してきています。
- 各施設が特色のある教育・保育を提供しています。
- 老朽化が進んでいる施設があります。

■課題

- 保護者のニーズに合った、子育てがしやすい環境づくりが求められています。
- 就学前教育・保育の質の向上が求められています。
- 生きる力を育むための乳幼児期における様々な体験の機会が求められています。
- 子育て環境の多様化やよりきめ細かな子育て支援の観点から、関係諸機関との連携や相談体制の充実が求められています。
- 安全・安心で快適な教育・保育環境の整備が求められています。

■めざす姿

- 良好な教育・保育環境により、乳幼児が、安全・安心で快適な教育・保育を受けることができる就学前施設となっています。
- 乳幼児一人ひとりの、ありのままに愛される基本的信頼感、自己肯定感を育てています。
- 社会を生き抜く子どもの育成に向け、非認知能力を伸ばす教育・保育を提供しています。
- 市民が教育・保育に関心を持つとともに、就学前施設・家庭・地域が連携し、乳幼児の学びや育ちを支援しています。
- 子育てと仕事を両立できる環境が整っており、安心して子どもを産み、育てることができています。



水遊び（はあとり幼稚園）



三輪車・スクーター遊び（まい幼稚園）

1. 事業概要

事業名	阪南市立幼稚園運営事業				担当課	こども政策課 学校教育課
目的	○阪南市立幼稚園において幼児を保育し、その心身の発達を促す。					
事業概要	○子ども・子育て支援法、教育基本法及び学校教育法等を遵守し、阪南市立幼稚園を運営する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業や体験入園等により、地域の子育て支援を実施する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	127,999	令和5年度 (決算額)	136,272	<参考> 令和6年度 (予算額)	155,214

2. 取組結果

成果・効果	○教育委員会と連携し、人権研修をはじめとする各種研修の受講機会を確保することで、教職員の人権意識や保育の質の向上に繋がった。 ○保育日数を確保するために夏季休業日を短縮し、さらなる幼児の心身における発達の促進に繋がった。 ○保育支援業務システムを導入し、教育・保育の質の向上に繋がった。
今後の課題 改善策	○公民の役割分担を踏まえ、中長期的な幼稚園のあり方を検討する。 ○園児の減少が加速化する中にあるが、多様化する保護者のニーズに応じた園運営及び子育て支援の充実に努める。

3. 外部評価

○市民ニーズと保育の充実のために、保育日数の確保を図ったことは評価できる。 ○子どもの人口が減少する中で取組を推進することには予算確保など多くの苦労があると思われるが、ぜひ継続して取り組んでもらいたい。またその際、人権尊重の視点など指導者の資質向上に向けた研修等の充実が求められる。 ○施設の不備がある点を点検し、より安全・安心な保育環境を整えてほしい。 ○園児数の減少が教育環境に影響しないか心配である。引き続き保護者のニーズを踏まえ、公立幼稚園の魅力を引き出す保育を行うことと、施設の老朽化により保育の質が低下しないことを願う。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○人権尊重の視点も含め、オンラインや対面による研修の受講機会を確保し、幼稚園の全体的な質の向上を図る。 ○引き続き、日々の安全点検等により発見した不具合等に優先順位をつけて対応することで、安全・安心な教育・保育環境を維持し、施設運営に努める。 ○今後とも「伸びようとする力」を育てる教育・保育の提供に努める。また、少子化等による園児数の減少を考慮し、阪南市立幼稚園同士の交流機会等の確保を図る。	

1. 事業概要

事業名	私立教育施設運営事業				担当課	こども政策課
目的	○私立教育施設（幼稚園及び認定こども園）に対し、関係法令に基づく給付費を支出するなど、施設運営を支援する。					
事業概要	○子ども・子育て支援法に基づき、私立教育施設に施設型給付費（運営費）を支給する。 ○児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づく一時預かり事業を実施する私立教育施設に、補助金を支給する。 ○その他、私立教育施設の運営にかかる費用の一部を補助する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	301,687	令和5年度 (決算額)	292,492	<参考> 令和6年度 (予算額)	319,215

2. 取組結果

成果・効果	○子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令に基づき、私立教育施設に対して適切に給付費等を支給することができた。 ○公民合同による就職フェアの開催により、安定的な担い手の確保の機会を設けた。
今後の課題 改善策	○多様化、複雑化する事務に対応しながら、適正な給付費等の支給に努める。 ○私立教育施設との連携を強化し、教育・保育の量の確保と質の向上に取り組む。

3. 外部評価

○私立教育施設への適切な支援を実施できていることは評価できる。 ○小学校入学を控えた園児の豊かな育ちのために、公立と私立が情報を共有し、お互いの良さを生かした取組の充実が求められる。 ○私立教育施設においても子どもたちの健やかな成長の場となる支援を引き続き願う。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○引き続き、私立教育施設に対する適正な給付費等の支給を行い、子どもたちの健やかな成長の場の確保に努める。 ○公民による連携機会を十分に確保し、公立と私立がそれぞれの役割を果たすことができるように取り組む。	

第2節 学校教育の充実

■現状

- 少子化の進展を踏まえ、良好な教育環境の整備に向けて取り組んでいます。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、小学校・中学校ともに記述式の問題への課題が見られます。
- 子どもたちを取り巻く状況が多様化し、人間関係構築の困難さが見られます。

■課題

- 良好な教育環境の整備とともに、学校のあり方の検討が求められています。
- 児童生徒の学力や体力、社会課題を自ら解決していける力などの育成に向け、学校・家庭・地域が一体となり、一人ひとりの個性と能力に応じた多様な教育環境が求められています。
- 教員の資質向上や地域人材の効果的な活用などを通して、確かな学力の向上や豊かな心の育成が求められています。
- 地域の特性を活かした体験学習の実施など、地域や社会との連携による取組が求められています。
- 自分の意見や考えを発信できる子どもの育成に向け、コミュニケーション能力や情報活用能力を高める学習が求められています。
- 日々変化する子どもの声を把握し、よりよい教育環境の形成につなげていくことが求められています。

■めざす姿

- 良好な教育環境により、児童生徒が健やかで安全・安心な生活を送ることができる学校となっています。
- 子ども一人ひとりが権利を守られながら、力を伸ばすことができる教育を受けています。
- 児童生徒一人ひとりが自尊感情を高め、知・体・徳を豊かに育む教育を受けています。
- 学校・家庭・地域・行政が協働し、「教育コミュニティ」の充実や阪南GIGAスクールビジョンの推進によって、児童生徒の学びや育ちの支援をしています。
- 地域について学び、地域の自然環境に触れる機会などを設けることで、児童生徒が社会課題を「わがごと」として捉え、社会の一員として活動しています。

1. 事業概要

事業名	地域教育協議会補助事業				担当課	学校教育課
目的	○地域の教育力の向上、地域の教育コミュニティの推進をめざす。					
事業概要	○地域の団体等を巻き込み、地域のつながりを重視して、地域の教育コミュニティの充実を図る。 ○清掃活動やあいさつ運動、フェスタ等を実施することで、参加者同士の交流の機会を提供し、参加者のボランティア意識の高揚を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	315	令和5年度 (決算額)	358	<参考> 令和6年度 (予算額)	417

2. 取組結果

成果・効果	○各地域教育協議会の代表者や事務局が参加する交流会を開催し、各地域教育協議会の課題や取組状況について共有することができた。 ○街角ふれあい協議会、さわやか鳥東ネットは、フェスタを開催することができた。また、はとりネットワークは、講師を招聘しての講演会を実施、りんくる桃の木台は校区福祉委員会の30周年イベントに参加した。
今後の課題 改善策	○フェスタの開催を含め、地域の教育力向上につながる取組について検討する必要がある。 ○交流会を開催することで、地域教育協議会の運営を担う新たなメンバーの確保等、共通の課題を共有するとともに、改善に向けた方策について協議する。

3. 外部評価

○統合により校区が拡大し、地域の各種団体等の意思の疎通が少し希薄になっていると思う。新たな運営委員による地域の活性化を望む。 ○地域の諸団体との協力体制のもと様々な活動に取り組んだことは評価できる。 ○市民がそれぞれの持ち味を発揮して「地域のため」「子どものため」に積極的に協力できる体制の充実が求められる。 ○核家族化、少子化などで様々な人と繋がる経験が減っている中、地域の人々との繋がりや関わりは子どもたちの成長において貴重な経験となり、地域の活性化にも繋がると思われる。今後も継続をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○各地域教育協議会と事務局による意見交流の場で課題や成果を共有することにより、各協議会における取組の充実につなげる。 ○人員、場所等の課題によりフェスタのような催しが開催できない協議会もある中で、講演会や見守り活動等の実施可能な活動を考え、地域の教育力の向上及び活性化につなげられるよう取組の充実を図る。	

1. 事業概要

事業名	学力向上事業				担当課	学校教育課
目的	○児童・生徒の学習における基礎基本の定着及び活用力の向上をめざすとともに、研修会を開催し、教員の資質向上を図る。					
事業概要	○大阪府教育センター発信の力だめしプリントや単元確認プリントなどを各学校の児童・生徒の学習に活用する。 ○阪南市教育フォーラムや学力の向上を目的とした研修会を開催し、テーマに関連づけた外部講師を招聘しての講演や学力向上の取組について発信することを通して、教員の資質向上を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	300	令和5年度 (決算額)	353	<参考> 令和6年度 (予算額)	350

2. 取組結果

成果・効果	○本事業により、府教育センター発信のプリントや、全国学力調査やチャレンジテスト、すくすくウォッチの問題を授業などで活用して学習を進めた。 ○教育フォーラムでは、タブレット活用を進めるモデル校に助言をいただいている大学教授による公開授業と関連付けた内容の講演を動画配信し、95%以上の教員より「フォーラムの内容が実践に役立つ」という回答があった。
今後の課題 改善策	○プリント学習などとタブレットの活用が有効なものとなるよう組み合わせた学力向上の取組を研究し、各校の授業改善を進める。 ○タブレット活用の先進的な取組について情報共有するとともに、阪南市教育フォーラムがさらに有効となるよう、内容及び実施方法について検討を行う。

3. 外部評価

○学力向上を目的とした研究会を開き、教員の資質向上を図ったことは評価する。今後、タブレット端末の有効活用により学力の向上に向けた努力を期待する。 ○子どもたちに身に付けてほしい力について再確認したうえで、現状の取組の成果と課題を再整理する必要がある。 ○授業の充実に向けた様々な研修については実施するにとどまることなく、その成果の検証を行い、すべての教員がその資質能力を高める取組にしてほしい。またその際、ICT機器を活用した学びに関して「機器を用いることが目的」になることのないよう全小中学校が共通して取り組むことが求められる。 ○教員の方々には資質向上のための努力を引き続きお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○「教員の教科指導力向上のための計画的な研修の実施と、子どもの学力向上につなげる授業改善」を教育基本方針に位置付け、それに沿った指導を行えるよう、指導主事が積極的に研修に参加し、その内容について共有したうえで、指導助言を行う。 ○学力・学習状況調査結果の課題等の分析により見える子どもたちに身につけたい力の共有や学力向上の取組交流などを学力向上研修等にて行い、教員の資質向上の機会とする。 ○各校の校内研修の際には、計画段階から関わり、PDCAサイクルを意識した研修の実施に助言等を行う。	

1. 事業概要

事業名	小中学校特別支援教育就学奨励事業				担当課	教育総務課
目的	○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、義務教育の円滑な実施を図る。					
事業概要	○小・中学校の支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、経済的援助として特別支援教育就学奨励費を支給する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	4,441	令和5年度 (決算額)	5,334	<参考> 令和6年度 (予算額)	7,765

2. 取組結果

成果・効果	○対象者：児童107名、生徒40名、合計147名の保護者 ○支給：学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部
今後の課題 改善策	○制度内容をよりわかりやすく、また事務の効率化を考えつつ、学校関係者と連携して保護者に対する制度周知の表現や内容を工夫する。

3. 外部評価

○支援学級の児童・生徒が健全な学校生活ができるよう、適切な支援を希望する。また、制度の内容をよりわかりやすく保護者に理解してもらう工夫も必要と考える。 ○保護者への経済的負担の軽減については今後も引き続き求められる。予算の確保に努めてほしい。 ○対象となる児童・生徒の増加が予想されるため、真に必要な支援とはどのような点での支援かについて常に検証することが求められる。 ○適正な審査及び援助を引き続きお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、適切な支援を行うため、常に事務を見直し、よりわかりやすい制度周知、予算の確保に努める。	

1. 事業概要

事業名	小中学校就学援助事業				担当課	教育総務課
目的	○経済的理由により就学が困難な者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図る。					
事業概要	○経済的理由により就学が困難と認められる者に対し、経済的援助として就学援助費を支給する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	43,991	令和5年度 (決算額)	42,883	<参考> 令和6年度 (予算額)	53,943

2. 取組結果

成果・効果	○対象者：要保護児童1名、要保護生徒3名 準要保護児童297名、準要保護生徒198名 合計495名の保護者 ○支給：学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費等の一部又は全部
今後の課題 改善策	○適正な審査、援助の充実を図るための予算確保、及びその方法や手段について検討を行う。

3. 外部評価

○就学援助の対象者が増加する中、適正な審査により児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、適切な援助をお願いする。 ○保護者への経済的負担の軽減については今後も引き続き求められる。予算の確保に努めてほしい。 ○対象となる児童・生徒の増加が予想されるため、真に必要な支援とはどのような点での支援かについて常に検証することが求められる。 ○必要な援助が適正に届くよう援助をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○常に事務を見直し、よりわかりやすい制度周知、適正な審査、予算の確保に努め、経済的理由により就学困難な家庭に対し確実な援助を行う。	

1. 事業概要

事業名	児童教育支援（通訳）事業				担当課	学校教育課
目的	○帰国や渡日した園児・児童・生徒が安心して学校生活をおくることができるように支援する。					
事業概要	○各国から帰国や渡日した園児・児童・生徒や保護者に対し、学校園において通訳支援者や日本語指導支援者が、母語による支援および日本語指導のサポートを行い、日常生活および学習活動への適応を促す。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	6,127	令和5年度 (決算額)	8,708	<参考> 令和6年度 (予算額)	25,976

2. 取組結果

成果・効果	○日本語指導の必要な子どもたち13名に対し、年間を通して通訳支援と日本語指導支援を実施し、児童・生徒が安心して登校することができた。 ○帰国・渡日の生徒が、日本で安心して高校への進学について考えられるよう、泉南地区合同の多言語進路ガイダンス及び学校生活相談会を開催し、本市の学校に在籍する生徒の保護者が参加した。
今後の課題 改善策	○近年、年度途中の突然の帰国や渡日による転出入が増加傾向にあり、急な対応を要するケースが多い。急な渡日・転入に対応できるよう、定期的に他市町村や本市で任用している通訳者と連携して情報を共有し、通訳者の安定的な確保に努める必要がある。

3. 外部評価

○今後とも他市町の担当者や通訳者との情報交換を密にして、通訳者の安定的な確保ができるよう努めてほしい。 ○支援対象となる児童・生徒の増加が予想されることから、現在の取組の継続にとどまらず、質・量ともに充実させることが必要となる。 ○阪南市のみでの取組は限界があるので、国や府の事業を積極的に活用すること、他市町村との連携を一層強化することが、今後、より求められる。 ○個別対応となり時間を要すると思われるが、できる限りスムーズな対応ができるよう準備、努力をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○帰国・渡日の子どもたちやその保護者が安心して学校や地域で過ごせるように、学校・保護者・日本語指導支援者・通訳者・教育委員会事務局が連携を密にして、定期的に現状把握を行う。 ○日本語指導を必要とする児童・生徒の急な編入等に迅速に対応し、通訳者の安定的な確保ができるよう、平素から関係機関等と通訳者の情報交換を行うよう努める。 ○帰国・渡日の生徒が、安心して高校進学について考えられるよう、大阪府教育庁主催の母語支援のあるフォーラムや泉南地区の進路ガイダンス等の情報提供を随時行う。	

1. 事業概要

事業名	子ども支援員配置事業				担当課	学校教育課
目的	○障がいのある子どもが等しく教育を受ける権利を保障する。					
事業概要	○小中学校の支援学級における、障がいのある児童・生徒に対し、子ども支援員を配置し、必要な支援を行う。 ○通常の学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）等、発達障がいの特性の見られる児童・生徒に対し、子ども支援員を配置し、必要な支援を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	50,627	令和5年度 (決算額)	52,321	＜参考＞ 令和6年度 (予算額)	71,888

2. 取組結果

成果・効果	○子ども支援員の配置により、支援学級在籍だけでなく通常の学級在籍で支援を必要とする児童・生徒に対しても、引き続き丁寧な支援を行うことができた。 ○令和5年度は43名の子ども支援員を配置し、医療的ケアが必要な児童にも、看護師免許を有する支援員を配置し、適切に支援を行った。
今後の課題 改善策	○支援を必要とする子ども及び保護者のニーズが多様化するなか、子ども支援員の必要性は高まっており、人材確保が課題となっている。 ○支援を必要とする児童・生徒が、学校で安全・安心に生活し、成長できるよう、子ども支援員の人員を確保するとともに、教職員との連携をさらに深めていく。

3. 外部評価

○支援員の確保は大変だと思うので、担当者の努力に感謝する。看護師免許を有する支援員を配置していることは大変適切だと思う。 ○対象となる児童・生徒数の増加に加え、ニーズの多様化が進んでいるため、より丁寧な取組が求められる。 ○看護師免許を有する支援員配置については高く評価できる。人員確保は困難を極めるであろうが、ぜひとも今の取組を続けてもらいたい。 ○支援を必要とする児童・生徒に確実に支援ができるよう、人数の確保をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○支援を必要とする児童・生徒が増加し、多様化していることから、対象児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るため広く支援する子ども支援員の重要性は増している。一人ひとりの障がいの状態や特性等の丁寧な把握に努め、教職員との連携をさらに深められるよう研修等の機会を活用するとともに、必要な支援員数を確保し、適切な配置に努める。 ○今後も医療的なケアを必要とする子どもの在籍が見込まれるため、引き続き看護師免許を持つ支援員の確保及び配置を行う。	

1. 事業概要

事業名	教育支援相談員配置事業				担当課	学校教育課
目的	○市立の校園所に在籍する子どもを対象に教育相談及び巡回相談を実施することにより、早期からの支援体制を整える。					
事業概要	○市立の校園所に在籍する子どもを対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて知能検査を行い、それに基づいた支援方法などを提案する。 ○定期的に子どもの様子を観察し、必要な支援について校園所等に助言する。 ○保護者に寄り添い、家庭とともに子どもへの支援を確立していく。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	3,181	令和5年度 (決算額)	3,258	<参考> 令和6年度 (予算額)	4,006

2. 取組結果

成果・効果	○市立の各幼稚園、保育所へ年間4回ずつ巡回相談を行うことにより、相談員から教職員に対し、早期から支援を必要とする子どもの支援方法について様々な提案を行うことができた。 ○小中学校においても、相談員による教育相談や検査を活用するケースが年々増加しており、令和5年度は保幼小中全体で250回の教員相談を実施した。
今後の課題 改善策	○相談員による子ども及び保護者への支援や検査の実施等を希望するケースが多く、相談員の業務量が年々増加している。 ○相談員が各校園所で支援を行う際に、教職員が相談員の助言を聞く機会を増やすことや相談員を講師とした研修の実施により、各校園所の教職員のスキルアップにつなげ、子どもにとって適切な支援を実施する。

3. 外部評価

○今後相談の多様化により業務量が増すと思うが、相談員の負担の軽減も配慮願う。 ○保護者子どもの多様化により、ニーズはますます高まることが予想される。予算、人員の確保に努めてもらいたい。 ○成果のあった取組などについては、当該校園所内にとどまることなく、研修や情報交換会などの場を通じて市内全校園所で共有することでより一層効果のある取組になると考えらるので、そういった機会の設定についての検討も行ってもらいたい。 ○保護者への支援、教員への助言等、適切な状況把握を引き続きお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○保護者の抱える不安や支援方策について相談を受け、検査等を通して丁寧に子どもの状況把握を行うことで、適切な支援につなげることができているため、事業を継続する。 ○支援を必要とする子どもは年々増加し、多様化しているため、子どもと直接関わり、状況を把握したうえで、学校園所の支援体制や教職員の関わり方に支援・助言できる教育支援相談員の役割は重要と考える。 ○教職員の支援教育に係る知識及びスキルアップを図るため、教育支援相談員がケース会議や研修等を行う機会を増やすとともに、本事業に係る予算及び人員の確保に努める。	

1. 事業概要

事業名	進路選択支援事業				担当課	学校教育課
目的	○奨学金相談等を行うことで家庭事情や経済的理由により進学、進級をあきらめることのないようにする。					
事業概要	○地域就労支援コーディネーターが常駐し、随時、進路（奨学金）の相談に応じる。 ○市内全小中学校に本事業について情報提供するとともに、一般市民向け（保護者対象）の奨学金説明会を実施する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	201	令和5年度 (決算額)	189	<参考> 令和6年度 (予算額)	216

2. 取組結果

成果・効果	○地域就労支援コーディネーターを配置し、随時進路相談に対応した。 ○年間24件の相談に対し、必要な情報を提供することができた。 ○8月の進路（奨学金）に関する説明会は、チラシや市のウェブサイトにより周知したうえで、実施した。参加者からの個別相談も受け、必要な情報を提供することができた。
今後の課題 改善策	○奨学金や国の就学支援金、府の就学支援補助金等について最新の情報の把握に努め、地域就労支援コーディネーターと連携を図りながら進路（奨学金）に関する説明会を開催するなどの進路相談を行う。 ○高校の授業料についての府の動向などに留意し、相談者に対して適切な説明を行う。

3. 外部評価

○地域就労支援コーディネーターの配置により随時進路相談ができたことは評価する。 ○保護者に対する奨学金制度の説明やPRには工夫をして、丁寧な情報の提供をしてほしい。 ○経済的理由で進学・進級を断念する生徒が出ないよう、現在の取組を推進してもらいたい。 ○（他市町の事例として）このような相談の機会があること、制度があることを知らない市民が一定数いることが課題となっている。周知の方法など、さらなる工夫を求めたい。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○学校の教員からの働きかけにより、市への問い合わせにつながった事例もあったため、懇談などの機会を含め、全家庭への周知の徹底に努める。 ○市の広報媒体も電子化されているものもある中、より良い広報の方法について研究を続け、必要となる情報の発信に努める。	

1. 事業概要

事業名	教育支援事業				担当課	学校教育課
目的	○支援教育を必要とする子どもに適切な就学支援を行い、支援教育の充実を図る。					
事業概要	○本市の学校園所に在籍し、または在籍しようとする障がいのある子どもに対して、個々の特性や教育的ニーズに応じた豊かな教育が行われるよう、適切な教育支援（就学支援）を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	50	令和5年度 (決算額)	50	<参考> 令和6年度 (予算額)	50

2. 取組結果

成果・効果	○対象の幼児・児童・生徒が所属する保育所・幼稚園・こども園及び小中学校を訪問し、個別支援の必要性を把握することができた。 ○支援学校等の外部機関や専門家と連携し、91名の幼児・児童・生徒のより良い学習環境の確保に向けて、適切な教育支援を行うことができた。
今後の課題 改善策	○就学支援等が必要な幼児・児童・生徒は引き続きたくさんいて、子ども・保護者のニーズは多様であるため、丁寧な就学相談を行い、必要とされる情報を確実に伝えることで、安心して就学できるように努める。 ○一人ひとりの障がいの状況及び必要とする支援を把握するため、校園所及び外部機関と密に連絡を取り合う。

3. 外部評価

○外部の職員や専門家との連携により、適切な教育支援ができたことは評価する。今後も個々の障がいの状況を把握して適切な支援が行われることを願う。 ○対象となる児童・生徒数の増加に加え、ニーズの多様化が進んでいるため、予算確保に加え、より丁寧な取組が求められる。 ○子どもたちの障がいの状況が一人ひとり異なるため、専門的な見地からの助言を得ることができるよう、外部機関との一層の連携のための方策が求められる。 ○連携した丁寧で適切な個別対応をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○教育支援委員会で検討を要する幼児・児童・生徒は増加傾向にある中、丁寧な教育支援や就学相談が必要となっている。また、支援を必要とする子どもやその保護者の意識やニーズは多様化しているため、校園所や支援学校、福祉機関等との連携をさらに進め、子どもたちの状況把握に努めるとともに、各施設における教育支援をさらに充実させる。 ○校園所等の枠を超えて研修等を行うことで、各校園所の担当者及び教職員のスキルアップにつなげ、対象の子ども及び保護者に適切に関わるとともに、不安を解消し、安全・安心な校園所生活につなげる。	

1. 事業概要

事業名	小学校安全対策事業				担当課	教育総務課
目的	○校内への不審者等の侵入を防止する。 ○「学校の安全は地域で守る」意識の高揚と、地域ボランティアの発展。					
事業概要	○子どもの安全確保や不審者の侵入を防止するため、各小学校に受付員を配置する。 ○「学校の安全は地域で守る」意識の高揚と、地域ボランティアの発展及び育成を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	2,968	令和5年度 (決算額)	2,946	<参考> 令和6年度 (予算額)	3,374

2. 取組結果

成果・効果	○実施校数：8校（全校） 受付員（登録者）数：54名 ○学校と連携し、地域の全校に受付員を配置することができた。 ○地域ボランティアの発展及び育成を図った。
今後の課題 改善策	○継続して受付員を維持・確保することが必要である。 ○地域の人々の理解・協力が得られるよう、学校と連携して引き続き働きかける必要がある。

3. 外部評価

○学校の安全は地域と共に守るという意識を教職員も自覚してほしい。そうすれば地域ボランティアの方たちも一層協力的になるし、受付員の確保も容易になると思う。 ○子どもの生命に直接かわかる大切なことであるとの認識を常に持って取組を継続してもらいたい。 ○他市町では、ボランティアの確保が難しくなっている状況にある、との話を聞く。市民の理解を得、継続した取組ができるよう人員確保に努めてもらいたい。 ○子どもたちの安全確保に欠かせない存在であり、暑さ寒さの中日々のご協力に感謝するとともに、引き続きのご協力を強くお願いしたい。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○学校の安全や受付員（スクールサポーター）の役割等を学校職員とも再確認しながら連携し、引き続きスクールサポーターの確保、育成を図る。	

1. 事業概要

事業名	小中学校教職員研修事業				担当課	学校教育課
目的	○児童・生徒に対する指導・支援の充実のため、教職員の資質向上をめざす。					
事業概要	○児童・生徒に対する指導や支援の充実、新しい教育課題や危機管理に対する教職員の資質向上や対処能力向上のため、研修を実施する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	193	令和5年度 (決算額)	163	<参考> 令和6年度 (予算額)	228

2. 取組結果

成果・効果	○学力向上や人権教育、情報教育、外国語教育など教員に求められる課題が多い中で、オンラインでの開催を効果的に取り入れるなど、集合型開催の研修とのバランスを取りながら研修を実施することができた。
今後の課題 改善策	○国や府の動向を確認しながら、より実践的な研修を計画し、さらなる充実を図る。 ○教員の働き方改革の視点も念頭に置き、タブレット端末を活用したリアルタイムでの研修の実施など各研修のよりよい開催方法について検討する。

3. 外部評価

○経験年数の短い教員の増加に伴い、参加・体験型の研修が一層重要度を増すと思うので、よろしく指導されたい。また、校内研修とともに各校の教員の情報の共有も大切と考える。
○いずれかの分野に偏ることのないバランスよい研修計画が求められる。また企画立案にあたっては、教職員のニーズの把握が重要となってくる。
○「研修して終わり」ということにならないよう、その成果と課題の把握のためのシステムの構築が求められる。
○先生方は日々の業務に追われておられると思うが、資質向上の努力は必要不可欠と思われる。引き続きのご努力をお願いします。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○初任者等の経験の少ない教員に対する授業訪問及び指導助言を定期的実施し、教員の授業力向上につなげる。	
○様々な教育課題がある中で、教員の研修に対する満足度やニーズを把握し、研修の計画立案に反映していく。	
○教職員の働き方改革についても考慮したうえで、研修の手法について検討し、参加型・体験型の研修についても効果的に取り入れ、内容の充実を図る。	

1. 事業概要

事業名	教育支援センター実施事業				担当課	学校教育課
目的	○学校園に登校園できない状態にある子どもの学校園生活への復帰を支援する。					
事業概要	○不登校状態にある園児・児童・生徒、特に心理的または情緒的な要因によって登校できない状況にある園児・児童・生徒の居場所とし、様々な体験をしながら自己肯定感を育み、集団生活への適応や社会的自立を支援する。 ○阪南市教育支援センター「シンパティア」は、スペイン語で「共感」「親愛感」を意味する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	5,191	令和5年度 (決算額)	5,289	<参考> 令和6年度 (予算額)	7,715

2. 取組結果

成果・効果	○教育支援センターでは、通所している児童・生徒一人ひとりに寄り添った活動や相談を行うとともに、学校と連携し、担任等が教育支援センターに来所して児童・生徒と触れ合うことで、登校につながったケースがあった。 ○通所している中学3年生は、学校や保護者と連携し、自分の進路について前向きに考え、選択することができた。
今後の課題 改善策	○令和5年度は、不登校児童・生徒数は微増であった。教育支援センターを知り、見学に来たが最終的に通所につながらなかったケースがあったため、指導員や補助指導員、学校、担当指導主事が事前に綿密な情報交換を行い、よりよい対応を考える。

3. 外部評価

○今後も指導員・学校・担当指導主事間で綿密な情報交換を行い、より良い対応を願う。 ○不登校の状況にある子どもが抱える不安は一人ずつ異なるといわれている。きめ細かな丁寧な取組が進められていることについては高く評価できるが、ニーズの高まりを踏まえ、予算確保を含め、さらなる充実をめざしてもらいたい。 ○成果のあった取組などについては、教職員研修や情報交換会などの場を通じて市内全校園で共有することで、より一層効果のある取組になると考えられるので、そういった機会を充実させてもらいたい。 ○不登校の要因は個々それぞれであるため、丁寧な個別対応が必要になると思われる。学校以外の繋がりなどの場のひとつとして貴重な場となるよう、通所だけでなくタブレット端末を利用した繋がりなど様々なアプローチをお願いする。

4. 今後の方針

方向性	拡充
○令和6年度から指導員の勤務時間を拡充し、支援センターにおける相談機能の充実を図っている。保護者には、学校以外に相談できる場所があること、児童・生徒には、学校以外に居場所があることの周知に努めていく。 ○各校の生徒指導担当者や教育相談担当者との連携を深めるため、情報提供や各研修の際に、教育支援センターへ通所している児童・生徒の様子や学校との連携の好事例等を伝え、啓発していく。	

1. 事業概要

事業名	スクールカウンセラー配置事業				担当課	学校教育課
目的	○心理的な不安や問題を抱えた相談者に対し、問題解決に向けて支援する。					
事業概要	○学校園におけるカウンセリング機能の充実を図るため、スクールカウンセラーによる心理相談を実施する。 ○教職員に対するカウンセリング研修などにより、子ども理解を深め、子どもや保護者の抱える悩みや問題などについて解決に向けて支援する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	3,820	令和5年度 (決算額)	3,822	<参考> 令和6年度 (予算額)	3,822

2. 取組結果

成果・効果	○市スクールカウンセラーをのべ105日配置し、大阪府教育庁のスクールカウンセラーとあわせ、全小中学校へ定期的に配置することができた。 ○定期的に配置することで、スクールカウンセラーがケース会議等を通じて心理士としての専門的な見立てを伝え、教員が学ぶことができ、子どもを理解する力の向上につながった。
今後の課題 改善策	○不登校やその傾向にある児童・生徒やその保護者に対し、早期段階からカウンセリングを行い、心理的ケアを行うことができるケースも出ている。 ○いじめや問題行動の加害児童・生徒へのスクールカウンセラーの関わりが必要であるため、問題行動等の要因を考察し、スクールカウンセラーと教員がカウンセリングが必要だと見立てた児童・生徒をつないでいく。

3. 外部評価

○今後とも児童・生徒だけではなく、教員のカウンセリングにも十二分な配慮を願う。 ○国・府の事業を最大限活用していることに加え、市独自の雇用を行っていることは高く評価できる。今後ますますニーズが高まることが予想されるので一層の充実に努めてもらいたい。 ○(ある調査によると)スクールカウンセラーへの相談内容は、不登校に関するものが最も多い。市教育支援センターとスクールカウンセラーとの連携をより強固なものにし、今後の支援の充実を図ってもらいたい。 ○心配事が小さなうちに気軽に相談できる場があることは、保護者や生徒にとって心強いと思われる。対応がスムーズに行えるよう人員を確保し、安心して相談ができる環境整備をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○早期発見できた登校しづらい児童・生徒や問題行動の被害や被虐待等、精神的に不安定な様子が伺える児童・生徒は、スクールカウンセラーとつながっているケースが多い。今後は、問題行動における加害側の児童・生徒も面談につなぎ、困りごとや隠れている気持ちを聞き出し、支援していく。 ○令和6年度より、大阪府教育庁のスクールカウンセラー配置が拡充された。子どもたちにとって身近な存在となるよう市スクールカウンセラーも継続任用し、カウンセラー間の連携も充実させていく。	

1. 事業概要

事業名	小中学校保健事業				担当課	教育総務課
目的	○学校における児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図る。					
事業概要	○学校保健安全法に基づき、学校における児童・生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、安全で衛生的な教育環境づくりを推進する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	19,655	令和5年度 (決算額)	19,642	<参考> 令和6年度 (予算額)	21,691

2. 取組結果

成果・効果	○全校において健康診断や各種検診及び各種環境測定検査を適切に実施できた。 ○学校保健会やその他部会等を通じ、児童・生徒及び職員の健康診断やその他の取組について、情報共有や意見交換が実施できた。
今後の課題 改善策	○学校保健会等での研修や情報交換の充実を図り、教職員の更なる知識・意識の向上を図る。 ○健康診断や各種検診を円滑に実施し、必要に応じて迅速に精密検査等を指示することで、児童・生徒の健康の保持増進を図る。

3. 外部評価

○現在多種多様な病気が発生する危険性がある。早期発見による児童・生徒・教職員の健康の保持を願う。
○子どもの生命にかかわる事柄に関するものであるため、本事業の取組について、市内全校園の全教職員が理解する必要があると思われる。情報の周知に一層努めてもらいたい。
○子どもたちの健やかな成長、安全で安心できる学校生活のため、引き続き環境保全・健康管理をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○引き続き、健康診断・各種の検診の円滑な実施に努め、その結果に応じ、適切な処置につながるよう、早期に学校、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）と連携する。 ○児童・生徒の健康の維持・増進のため、各種取組が実施できるよう学校保健会を中心に研修や情報交換等を行い、教職員等の知識向上を図る。	

1. 事業概要

事業名	GIGAスクールビジョン推進事業				担当課	学校教育課 教育総務課
目的	○校内のICT環境を整備し、国のGIGAスクール構想を踏まえた阪南市の教育目標である「阪南GIGAスクールビジョン」を推進する。					
事業概要	○児童生徒（学習系）及び教員（校務系）のICT環境を整備・維持する。 ○学習系としてタブレット端末等のICT機器を活用した授業を推進するとともに、個別最適学習活動の推進や、家庭学習においても活用を進める。 ○校務系として校務支援システムの活用により、教員の働き方改革を進める。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	67,435	令和5年度 (決算額)	56,934	<参考> 令和6年度 (予算額)	57,762

2. 取組結果

成果・効果	○タブレットに学習支援アプリを導入し、授業での活用方法について研究するとともに、タブレット端末の持ち帰りによる家庭学習の取組を進めた。 ○令和2年度に整備した大容量の校内通信ネットワークやタブレット端末等のICT機器を活用した指導方法の工夫改善を図り、引き続き授業改革や新しい学習活動に取り組んだ。
今後の課題 改善策	○学習支援アプリ等の利用によるICT機器を効果的に活用した授業実践について研究・推進するとともに、タブレット端末を活用した家庭学習をさらに進める。 ○校務支援システムを効率よく活用し、教員の働き方改革を更に促進する。 ○既存機器の適切な維持管理及び次回の機器更新に向けての検討を行う。

3. 外部評価

○教育現場に多種多様な教育機器が導入され、大変かと思うが、指導者の育成もよろしく願います。また、情報管理の大切さも再認識願う。 ○（多くの都道府県・市町村の学校が壁にぶつかっているが）現状ではICT機器を使うことそのものが「目的」になってしまっている。あくまでも「手段」であるとの認識を改めて持つとともに、子どもたちの主体的な学びにつながる取組とされたい。 ○2-11の教職員研修事業としっかりと連携させ、市内の学校間で取組の温度差を発生させない指導を教育委員会事務局にお願いしたい。 ○タブレット端末は自宅利用もできることから、不登校傾向の生徒への自宅学習活用等検討できないか。また、導入から時間が経っているので機器更新についても予算検討をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○GIGAスクールビジョン推進担当者連絡会を定期的に行い、好事例を共有することにより、各校における効果的な実践を積み重ねる。 ○授業での活用だけでなく、持ち帰り学習なども含め、個別最適な学びを進めていく方法を研究、実施していく。 ○令和7年度末で導入から5年経過するため、タブレット端末の機器更新に向けて検討を行う。	



タブレット端末を活用した学習

1. 事業概要

事業名	学校図書館専任司書配置事業				担当課	学校教育課
目的	○学校図書館施設の有効利用を進め、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣の確立を図る。					
事業概要	○言語活動の充実や豊かな心、主体的な問題解決能力の向上を図り、子どもの読書意欲向上とよりよい読書習慣を確立するため、学校図書館に司書を配置する。 ○学校図書館専任司書研修を年間10回程度行うことにより、各校の読書活動の推進を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	14,618	令和5年度 (決算額)	15,160	<参考> 令和6年度 (予算額)	16,651

2. 取組結果

成果・効果	○年間10回の学校図書館専任司書研修を実施し、その中で、各校における取組や課題について共有し、各校の実践につなげることができた。 ○小学校2校には週5日、その他の小中学校には週2日または2.5日の学校図書館司書の配置を行い、図書の時間や委員会活動を通して、教職員と連携した取組を行うことができた。
今後の課題 改善策	○学校図書館を「情報・学習センター」として、児童・生徒の主体的な学びを行う場とするとともに、ICTを活用し、子どもたちが本と出会うきっかけをつくる取組を検討し、読書活動及び学習活動の充実を図る。 ○市立図書館と連携し実施してきた学校配送や、新刊児童書の選書等の研修を引き続き実施するとともに、新たな研修手法についても検討を進める。

3. 外部評価

○現在の学校図書館専任司書の努力には感謝する。1校1名配置の早期実現を願う。 ○他市町村に先駆けて成果をあげてきたこの取組が継続されていることを高く評価する。 今後は予算確保を含め、現状に満足することなく学校図書館の3つの機能のさらなる充実に向けた取組を継続してほしい。 ○学校図書館専任司書と市立図書館との連携をさらに深め、よりよい取組になってくれることを期待したい。 ○子どもたちの読書習慣を高めるための図書館だよりなどを見ても、たくさんの工夫がされているのが伝わってくる。司書配置日数が適正なのか現場の声を聞き、必要であれば増やす努力をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○学校図書館を中心とした各校の読書活動の充実に向け、引き続き学校図書館専任司書の1校1名配置の実現をめざす。 ○児童・生徒の1人1台タブレット端末による電子図書の活用等、学校図書館と市立図書館が連携し、子どもと本の出会いの機会をつくっていく。 ○図書を活用した調べ学習の方法等について、市立図書館と連携した研修を実施し、学校図書館の機能充実に向けた取組を進める。	

1. 事業概要

事業名	外国語指導助手活用事業				担当課	学校教育課
目的	○言語や文化について理解を深め、積極的なコミュニケーション能力の基礎を養う。					
事業概要	○児童・生徒に対して、外国語を通じた言語・文化への理解やコミュニケーション能力などを段階的に養うため、JETプログラム（外国語青年招致事業）により任用した英語教育指導助手（JET-ALT）を活用する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	32,224	令和5年度 (決算額)	34,731	<参考> 令和6年度 (予算額)	35,801

2. 取組結果

成果・効果	○全小中学校に計8名のALTを配置し、児童・生徒が授業やその他の活動を通してALTと交流し、英語に触れる機会を持った。 ○冬季休業中に市立図書館にて、ALTによる英語絵本の読み聞かせを行うことで、学校以外での取組の幅を広げることができた。
今後の課題 改善策	○他校のALTとの交流授業や、授業以外での英語イベントの実施等、子どもたちとALTが交流を深められるよりよい方法を考える。 ○新規任用のALTの日本での生活の立ち上げやALT対象の研修について、ALTコーディネーター委託業者と連絡をより密に取り合い、実施していく。

3. 外部評価

○他校のALTとの交流、学校以外で取組など活動の幅を広げていることは評価する。 ○小学校英語が導入されて一定の時間が経過したが、今「早期の英語嫌い」が課題となっていると聞く。ALTとの授業や日常会話を通じての交流が子どもたちの英語への興味につながる取組を推進してもらいたい。 ○ALTの中には初めて日本に来たという方もいることから、特に来日当初はさまざまなサポートは必要となる。教育委員会事務局にとっては大きな負担にもなりうるが、ぜひ適切な支援を継続してもらいたい。 ○ALTの先生方にはなるべくたくさんの会話コミュニケーションをお願いし、子どもたちが気軽に英語に親しみ、英語で話したい意欲が高まり、学習意欲を高めていただくことを期待する。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○新しく来日するALTの日本での生活のサポートをはじめ、学校での指導方法の研修等、全てのALTに対する支援をALTコーディネーター委託業者と連携し、継続して実施する。 ○普段の学校生活でのALTとの関わりだけでなく、長期休業期間等を利用し、子どもたちが自校以外のALTとも英語を使って楽しく活動できる場の充実を図る。 ○学校生活において、授業以外の場で子どもがALTと交流する機会を増やし、子どもたちが英語で自然とコミュニケーションがとれる環境づくりを進める。	

1. 事業概要

事業名	いじめ問題対策事業				担当課	学校教育課
目的	○阪南市のいじめ問題に適切に対応する。					
事業概要	○いじめ問題対策連絡協議会を年3回開催し、各学校園におけるいじめの認知方法や対応、支援体制について確認する。重大事態発生時はいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの事実と学校園の対応について確認し、いじめ事案について適切に対応し、再発を防止する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	87	令和5年度 (決算額)	77	<参考> 令和6年度 (予算額)	145

2. 取組結果

成果・効果	○重大事態を含むいじめの状況を協議会等で報告するとともに、SNS等でのいじめ事案の増加について、その要因や背景を専門職や関係諸機関の委員と見立て、学校ができる対応や関係諸機関との連携について協議することができた。 ○令和5年度は、小学校で305件、中学校で47件のいじめを認知し、304件（小：262件、中：42件）が、令和6年3月時点で解消している。
今後の課題 改善策	○積極的ないじめの認知により、上記件数を認知していると肯定的に捉えているが、解消について、学校組織として確認する必要があることを周知徹底する。 ○引き続き、重大事態の対応について、いじめ防止対策委員会で確認し、適切に対応していく。

3. 外部評価

○いじめの解消件数が増加しているのは学校担当者の努力の結果であり、感謝する。今後もSNS等のいじめが増加すると思われるが、各関係機関と連携して対応することを願う。 また、現場の教員の負担軽減にも配慮されたい。 ○丁寧な取組については評価できる。今後は、「重大事態に至る前」までの取組の充実を一層図ってほしい。 ○成果のあった取組、そして課題の残った取組について、教職員研修や情報交換会などの場を通じて市内全校園で共有することでより一層効果のある取組になると考えられるので、そういった機会を充実させてほしい。 ○SNSによるいじめ事案など認知しにくい状況も増えていると思われるが、積極的ないじめの対応、認知、早期解消に努めていただきたい。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○いじめ問題対策連絡協議会において、いじめやSNSとの付き合い方等への指導や取組事例について、専門家や関係機関からの助言等を各小中学校と共有し、取組を充実させる。 ○学識経験者や専門家、各関係機関から、「いじめ重大事態」に係る指導・助言をもらい、被害を深刻化させず、児童・生徒が安全に安心して登校できるよう、その助言内容を校長会や生徒指導担当者連絡会等を通じて周知する。	

1. 事業概要

事業名	海洋教育推進事業				担当課	学校教育課
目的	○日本財団等が主催する海洋教育パイオニアスクールプログラムを活用し、市内の学校園における海洋教育を推進する。					
事業概要	○市教育局委員会が中心となり海洋教育を進めるうえで、阪南市海洋教育推進協議会を立ち上げ、取組を推進する。 ○海洋教育実施校での取組を市内各校園へ広げ、市内の海洋教育の充実を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	4,143	令和5年度 (決算額)	6,153	<参考> 令和6年度 (予算額)	9,000

2. 取組結果

成果・効果	○海洋教育副読本「はんなんのうみ」を活用した授業について研究し、プログラムを実施する全小学校のうち2校で授業を公開した。 ○コロナ禍により参集で実施できなかった公開授業を、2校に絞ることで参集型として開催し、事前検討会、授業後の研究討議も実施することができた。 ○全小学校8校の実践報告動画を市のホームページで公開した。
今後の課題 改善策	○動画での実践校の交流が好評であったため、令和5年度も引き続き同様の形で行った。リアルタイムで双方向のやりとりができる交流方法について引き続き検討する必要がある。 ○「はんなん海洋リテラシー」についての理解を促進するための取組として、リーフレット等の作成を引き続き行う。

3. 外部評価

○阪南市の海を理解する海洋教育は素晴らしいことだと思う。今後は全小学校だけではなく中学校にも広げていくことを期待する。 ○阪南市の特色ある取組として評価できる。今後も充実を図ってもらいたい。 ○素晴らしい取組を多くの市民が知る機会を増やす工夫も凝らしてほしい。 ○全小学校で海洋教育の取組がなされ、その様子がHPで市民にも公表され、より身近に我が街の自然を大切に感じるができると思われる。未来につながる貴重な活動であるため、引き続き大切に取り組んでいただきたい。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○令和5年度から新たに参加した学校での公開授業の実施に向け、担当者との研究討議を進める中で、これまで培ってきた実施校のノウハウを生かし、海洋教育副読本「はんなんのうみ」のより効果的な活用法を研究する。 ○阪南市外の学校との交流の実施等、効果的な実践について研究を進め、各校の特色ある取組について市内外へ発信する。 ○「はんなん海洋リテラシー（スタート版）」をもとに、海洋教育の効果検証の手法について協議を進める。	

1. 事業概要

事業名	水泳の充実推進事業				担当課	学校教育課
目的	○小学校、中学校の水泳授業を民間の事業者に委託することにより、より効果的・効率的な水泳学習を行う。					
事業概要	○気候や風雨に影響されることなく、熱中症へのリスクも軽減できる屋内プールでの水泳学習を実施することを通して、安全・安心に子どもたちに水に親しむ楽しさや喜びを味わわせる。 ○民間事業者のインストラクターと連携しながら、教職員の指導力を高め、子どもたちの泳力と体力を向上させる。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	5,154	令和5年度 (決算額)	8,668	<参考> 令和6年度 (予算額)	13,468

2. 取組結果

成果・効果	○民間業者の屋内プールの利用及び、学校からバスによる移動のため、天候に左右されず安定して実施することができた。 ○「水泳学習は、楽しく学べた」と肯定的回答の児童が90%、「インストラクターと連携して指導することで、泳力(体力)が向上したと思う」と回答した教員が94%となった。
今後の課題 改善策	○厳寒期の実施を避けているため、スケジュールに余裕がなく、警報発令による臨時休業や流行性感冒等での学級閉鎖で学習ができなかった際の振替実施が困難であるため、各校と連携し、余裕のあるスケジュール編成をする必要がある。

3. 外部評価

○民間事業者の委託により教員の負担も軽減されるとともに、児童も天候に左右されることなく、また専門家の指導によって楽しく学べたことは評価する。今後各校連携により余裕あるスケジュール編成を期待する。 ○児童の肯定的回答が非常に高かったことは高く評価できる。予算の問題もあるが、効果的・効率的な取組を継続してもらいたい。 ○天候等に左右されず計画的に水泳授業に取り組める環境になったこと、専門の指導者に学び楽しく授業が受けられ、技術も向上している結果は評価が高いと思われる。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○安全・安心な環境のもと、天候等に左右されず、計画的に水泳学習を実施できているため、民間事業者、学校とより連携し、安全・安心な水泳事業を引き続き実施する。 ○民間事業者の委託による授業を通して、インストラクターの指導から教員が学び、指導力向上につなげる。	

1. 事業概要

事業名	(仮称) 子どもの権利に関する条例制定事業			担当課	学校教育課	
目的	○「子どもたちが、地域で育ち・支え合うまち」を実現するために、条例検討委員会を開催し、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例の制定を行う。					
事業概要	○子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」を遵守し、子どもが主体的に参画できる「共創」によるまちづくりの実現のために、（仮称）阪南市子どもの権利に関する条例の制定を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	126	令和5年度 (決算額)	197	<参考> 令和6年度 (予算額)	79

2. 取組結果

成果・効果	○市内小中学校の児童・生徒や就学前の子どもを持つ保護者へ子どもの権利に係る聴き取りをアンケート方式で実施した。 ○多様な立場・職種の委員が、議題を理解し、スムーズに議論できるよう事前の調整や資料の配付を行い、全6回の検討委員会の答申として条例素案を作成することができた。
今後の課題 改善策	○条例を制定することを十分子どもたちに周知することができなかったため、教育委員会事務局主催の研修等で、まず教員が子どもの権利(条約)について知り、各校での実践へつなげていく。

3. 外部評価

○(仮称) 子どもの権利に関する条例ができることは素晴らしいが、子どもに理解させる前にまず教員が研修等で子どもの権利の内容を理解して実践につなげていくことを期待する。 ○現代の大きな教育課題の一つとして「子どもの権利に関すること」が挙げられることから、必要で重要な取組を行っているとは評価できる。 ○今後、大人子どもを問わず市民のだれもが「阪南市の子どもの権利に関する条例」を知っているという状況を作り出すための工夫をしてもらいたい。 ○引き続き子どもたちが主体であることを大切に取り組んでいただきたい。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○条例の施行に向け、条例の内容を検討すると同時に、子どもたちへの条例内容の周知方法や、子どもたちが自分たちの権利について学ぶ場の設定についても協議を進める。 ○学校園でどのような権利学習ができるか、研修等を行い、教職員とともに検討を行っていく。	

1. 事業概要

事業名	学校支援員配置事業				担当課	学校教育課
目的	○児童生徒の不安解消及び新型コロナウイルス感染症に係る教職員の負担軽減を図る。					
事業概要	○児童生徒の不安解消及び新型コロナウイルス感染症に係る教職員の負担軽減を図るために、新型コロナウイルス感染予防のための学校施設の消毒作業等の事務補助及び子どもの学習支援を行う学校支援員を全小中学校に配置する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	4,947	令和5年度 (決算額)	5,961	<参考> 令和6年度 (予算額)	6,902

2. 取組結果

成果・効果	○市内全小中学校に学校支援員を配置し、各校において学校施設の消毒作業等の事務補助や子どもの学習支援を行い、教職員の負担軽減を図ることができた。小中学校教職員の時間外勤務の年間平均時間について、令和5年度は前年比100.8%であったが、令和4年度に前年比79.8%の大幅な減少ができたことから、今年度もほぼ同値を保つことができた。
今後の課題 改善策	○全小中学校に学校支援員を配置することができたが、年度途中からの任用となった支援員もあり、学校が必要とする時期から配置することができなかった。年度当初より学校支援員の確保ができるよう、方法を検討する。 ○コロナへの対応が緩和される中、教職員の負担軽減につながる消毒作業以外の事務補助等についても実施していく。

3. 外部評価

○支援員配置により教職員の負担軽減になったことは評価する。支援員の年度当初からの確保を望む。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大時期において大きな役割を果たしたことは高く評価できる。予算確保は難しいであろうが、今後はさらにもう一步踏み込んで「子どもたちの安全・安心の確保」という広い視点での取組を継続してもらいたい。 ○結果として教職員の負担軽減につながったことは評価できるが、教職員の時間外勤務が減少したことのみをもって成果とするのはもったいない気がする。 ○教職員の方々の負担軽減になったことはありがたい。引き続きの配置をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○学校支援員配置校へのアンケートの結果、すべての学校から「教員が児童・生徒への指導や教材研究等にかかる時間が増加した」との回答があったことから、今後も学校支援員の業務内容について工夫しながら、さらなる効果的な活用を進めていく。 ○学校支援員の確保のため、紙面や電子媒体で募集の広報をし、応募者が必要定数に満たない場合には、年度途中にも随時募集をするなど各校への配置に努める。	

1. 事業概要

事業名	給食センター管理運営事業				担当課	学校給食センター
目的	○学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。					
事業概要	○児童の心身の健全な発達及び学校における食育の推進を図る。 ○衛生管理を徹底し、市内全小学校に安全・安心な学校給食を提供する。 ○小学校給食用物資の調達・調理・配送、その他の必要な業務を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	113,058	令和5年度 (決算額)	129,269	<参考> 令和6年度 (予算額)	153,706

2. 取組結果

成果・効果	○特別献立（七夕献立などの行事食）の実施（全9回） ○大阪ウィーク（6月第4週目）に大阪泉州の郷土料理等を提供（全5回） ○ラグビーワールドカップフランス大会にちなんだ献立の実施（全3回） ○ふるさと大使（オリックス 福田、中川選手）給食の実施（全2回） ○6年生が考えた献立の実施（11月～3月 全15回）
今後の課題 改善策	○センター改修工事後の給食調理場所、配送方法及び人員体制等、給食の調理・配送業務について、調理・配送事業者と検討する。 ○センター改修工事後の具体的な給食業務について、各中学校と協議・調整する。 ○センター改修後の小学校と中学校の給食統合後の献立を検討する。

3. 外部評価

○子どもたちが食の大切さを感じ、楽しく食事ができるよう献立にいろいろ工夫されていることは評価する。 ○学校給食センター改修期間中の他市からの配送について、安全に十二分の配慮をお願いする。 ○予算規模が大きな給食関係事業ではあるが、子どもたちの成長という点において極めて重要であるため、積極的に取り組んでいることは高く評価できる。また、「まちづくり」の観点からも学校給食の様々な意味での充実の子育て世代の人たちにとって関心が高いと思われるため、教育的な視点にとどまらず積極的に充実を図ってほしい。 ○センターの作業環境が整備されること、新たに実施される中学校給食調理についても期待する。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○全国的な天候不順によるお米や農作物の不作及び長期化する円安等の理由により、食材費が高騰する中、阪南市産など、地元の食材をできる限り活用し、地産地消献立の充実を図る。	



ふるさと大使給食
(中川圭太選手)

1. 事業概要

事業名	中学校給食運営事業				担当課	学校給食センター
目的	○学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。					
事業概要	○学校給食が、生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養ううえで重要な役割を果たすものであることから、学校における食育の推進を図る。 ○栄養のバランスと必要なエネルギー量のとれた完全給食を全員喫食で実施するため、デリバリー方式による提供を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	66,768	令和5年度 (決算額)	68,842	<参考> 令和6年度 (予算額)	95,657

2. 取組結果

成果・効果	○特別献立（お月見献立などの行事食）の実施（全14回） ○1月第4週目の全国学校給食週間に世界の料理をテーマに「ガルドベルテ」（ポルトガル料理）などの献立を実施（全5回） ○生徒が考えた献立の実施（4月～2月 全21回）
今後の課題 改善策	○毎学期末に開催する中学校給食委員会のご意見を踏まえ、給食委託事業者と献立等を工夫し、更なる中学校給食アンケートの満足度の向上に努める。 ○残食の多い献立について検証し、更なる残食の減量化に努める。 ○センター改修後の具体的な給食業務について、中学校と協議・調整する。 ○センター改修後の小学校と中学校の給食統合後の献立を検討する。

3. 外部評価

○献立にいろいろと工夫して残食割合は以前より改善されていると思うが、より一層減らせるよう努力をお願いします。 ○食のアレルギーに対して十二分な配慮を願う。 ○成長期である子どもたちの残食が多いのはなぜか。小中の給食統合で改善されることを期待したい。 ○中学での給食がスムーズに行われるよう（環境、給食時間）など検討、準備をお願いします。
--

4. 今後の方針

方向性	改善して継続
○食缶方式に移行するまでのデリバリー方式での給食について、引き続き毎学期末に開催する中学校給食委員会での保護者等からのご意見を踏まえ、給食委託事業者と連携し、併せて残食の多い献立などについて検証を行い、更なる残食の減量化に努める。 ○令和6年度3学期からの食缶方式へのスムーズな移行に向け、中学校との情報共有に努める。	

1. 事業概要

事業名	学校給食センター改修事業				担当課	学校給食センター
目的	○老朽化した学校給食センターの改修を行い、継続して安全・安心な給食が調理できるよう施設を整える。					
事業概要	○老朽化した学校給食センター施設の改修について、各種調査を行い改修内容を検討し、現給食センターを継続して利用し、安全・安心な給食が調理できる環境を整備する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	19,680	令和5年度 (決算額)	55,589	<参考> 令和6年度 (予算額)	1,444,209

2. 取組結果

成果・効果	○センター改修事業にかかる設計・施工業者を公募型プロポーザル方式で選定し、6月に契約の締結を行った。 ○センター改修事業にかかる設計業務を開始し、年度内に設計業務を完了した。 ○学校施設環境改善交付金に関係した空調設置工事を年度内に完了した。
今後の課題 改善策	○センター改修工事計画について、予定どおり完了するように、進捗管理を徹底する。 ○CM事業者と連携し、センター改修事業設計施工事業費の適正化を図り、もって当該事業費の圧縮を図るなど、事業全体のマネジメントを行う。 ○中学校給食を食缶方式に移行するため備品等の内容を精査し、購入する。

3. 外部評価

○念願の学校給食センター改修事業が決定したことは評価する。改修後の運用でも今まで以上に安全・安心な給食が提供できるよう期待する。 ○調理員の皆様の働く環境が改善され、より良い給食提供がされることを期待する。 ○中学給食作業が加わることから、環境だけでなく人員等においてもスムーズな作業ができるよう検討をお願いします。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○改修後の学校給食センター施設が、現在の衛生環境基準に適合し、また厨房施設や洗浄施設に空調設備を設けるなど、給食調理に携わる職員の労働環境が向上するものとなるよう、学校給食センター改修事業を着実に進める。	

1. 事業概要

事業名	阪南市立学校のあり方検討事業				担当課	教育総務課
目的	○阪南市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について検討する。					
事業概要	○阪南市立学校のあり方検討委員会を設置し、阪南市立学校のこれからの教育や新たな整理統合計画などの学校のあり方について協議し、答申を得る。 ○令和6年度あるいは7年度に、新たな市立学校の整理統合計画を策定する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	117	令和5年度 (決算額)	189	<参考> 令和6年度 (予算額)	234

2. 取組結果

成果・効果	○5月11日に第5回、8月8日に第6回、11月15日に第7回、2月9日に第8回阪南市立学校のあり方検討委員会を開催した。 ○ハード面に関する検討内容を集約した中間報告書を取りまとめ、令和6年度の答申に向けて第3タームの進め方を検討した。
今後の課題 改善策	○本市の児童生徒数は平成18年度には5,449人だったが令和4年度には3,610人に減少し、令和8年度には2,992人に減少すると推測される。実態に即した本市がめざすべき教育のあり方や、それにふさわしい学校数や配置などについて、引き続き検討する。 ○令和6年度中に検討委員会から答申をいただく。

3. 外部評価

○少子化に伴い、整理統合を含めた学校数や配置等多くの問題があるが、検討委員の知識と経験を活かして討議を深め、阪南市立学校のより良い方向性を示す答申を期待する。
○大阪府内各市町村においても人口減少が大きな課題となっている。複数の市町村教育委員会が校区の再編、統廃合など、市町村立学校のあり方について検討を重ねている現状にある。「阪南市のまちづくり」の視点からも重要な課題であるといえるが、周辺市町村の情報も集めながら、取組を継続してもらいたい。
○統廃合による教育環境や質の低下につながらないよう丁寧な検討をお願いする。

4. 今後の方針

方向性	休止・廃止・終了
○令和6年度末に阪南市立学校のあり方検討委員会からの答申をいただくため、事業は終了となる。 ○3年間検討を重ねていただいた答申を踏まえ、阪南市立学校の教育がより良いものとなるよう努めていく。	

第3節 生涯学習の推進

■現状

- 文化センターや図書館、公民館など、社会教育施設の老朽化が進んでいます。
- 青少年指導員が中心となり、地域での青少年健全育成活動を実施しています。
- 市民が、国際交流など、市民レベルでの交流活動を行っています。

■課題

- 子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて学習できる環境づくりが求められています。
- 指定管理者と連携して施設の維持管理を行うなかで、人口減少や利用状況を踏まえた修繕・再編などの検討が求められています。
- 個人の学習機会の充実だけでなく、その学習成果を社会や地域で活かすため、人と人をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人材育成が求められています。
- 地域・学校・警察と連携した青少年の健全育成や非行防止のための体制の充実が求められています。
- 人と人とのふれ合いをテーマに、市民が主体的に国際交流活動が続けており、継続して活発な多文化交流が求められています。

■めざす姿

- 市民は、学びの成果を社会や地域で活かすことで心豊かに、生きがいのある生活をしています。
- ソーシャルメディアなどを活用した多様な学びの場が展開され、子どもから高齢者まで気軽に学んでいます。
- 市民は、公民館活動や図書館利用などを通して、人と人との交流や団体活動の必要性、読書をはじめとする生涯における学びの重要性を理解し、健康に過ごしています。
- 青少年が地域全体の支援を受けながら健全に育つことで、子育て世代にとって魅力的なまちになっています。
- 市民が、多文化共生や国際理解を深め、親しみを持って交流することで、外国人も生活しやすい豊かな環境が育まれています。



放課後子ども教室での「絵の本ひろば」
(絵本で育む子どもとのふれあい事業)

1. 事業概要

事業名	社会教育委員活動事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○社会教育に関し、推進方策及び社会教育行政の課題について研究・協議し、市の社会教育の振興を図る。					
事業概要	○社会教育法に基づき、社会教育（学校教育以外で主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）に関し、意見を述べるとともに諸計画を立案する。 ○教育委員会の諮問に応じて答申するため、必要な調査・研究を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	181	令和5年度 (決算額)	150	<参考> 令和6年度 (予算額)	203

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育委員会議において、社会教育関係団体の補助金支出や生涯学習推進事業について議論することができた。 ○社会教育委員が、社会教育に関する研修会に参加し、社会教育における課題や先進事例について見識を広げることができた。
今後の課題 改善策	○社会教育施設の指定管理者制度導入を踏まえ、各種審議会等（公民館、図書館、文化センター、スポーツ）のあり方とともに、生涯学習センター的機能の構築と併せて会議の位置づけを検討する。 ○本市の社会教育をより発展させるため、各種研修会への参加を継続する。

3. 外部評価

○社会教育と学校教育は車の両輪のようなものであることを再認識して委員が行動することを望む。また、生涯学習推進計画の進捗状況にも留意が必要である。 ○社会教育委員の積極的な研修会への参加を望む。 ○社会教育の充実は「まちづくり」につながるものであるため、今後も丁寧な取組が期待される。 ○社会教育発展のため、引き続き研究、研修等の継続をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○生涯学習推進計画の推進に向け、計画の進捗状況や評価方法等を検討するとともに、次期生涯学習推進計画策定についての調査研究を行う。 ○本市の社会教育をより発展させるため、各種研修会に参加する。	

1. 事業概要

事業名	留守家庭児童会運営事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○放課後等に保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。					
事業概要	○児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等において、学校の余裕教室や専用施設において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	94,902	令和5年度 (決算額)	89,209	<参考> 令和6年度 (予算額)	89,492

2. 取組結果

成果・効果	○指定管理者と連携して留守家庭児童会を運営することができ、入会率は昨年度と比較して0.7%増加した。(令和5年度：84.6%) ○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定管理者にて安全計画を策定した。 ○次期指定管理者の選定に向けて、適切な指定管理料の設定に取り組んだ。
今後の課題 改善策	○加配対応が必要な児童の増加に伴う支援員及び補助員が不足している。 ○令和7年度からの指定管理者の選定手続きを進める。

3. 外部評価

○留守家庭児童に適切な遊び場や生活の場を提供できたことは評価する。安全面に留意して、指定管理者と共に留守家庭児童会の運営に取り組むことを期待する。 ○留守家庭児童会は、在籍する子どもたちにとって「大切な居場所」と言える。ぜひ継続して取組を進めてもらいたい。 ○今後支援を必要とする子どもたちが増加することが予想される。支援員・補助員の確保に加え、子どもとかわるることに関して必要な研修の充実を図るなど、きめ細かな取組を進めてほしい。 ○支援員、補助員の不足とあるが、安全対策に十分留意していただくことと、人員確保の検討をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○指定管理者と連携して、児童が安全に安心して過ごすことができる留守家庭児童会の運営に取り組む。	

1. 事業概要

事業名	野外活動広場（桜の園）管理事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市民等がキャンプやピクニック等のレクリエーション活動を行うことで、心と体の健康維持、他者を思いやる豊かな人間性を育む。					
事業概要	○鳥取池に隣接した公共用地（一部民有地）を社会教育資源として有効活用し、市民等に野外活動の場を提供する。 ○令和5年度から7年度は、「市民協働・共創提案事業」の成案化事業として野外活動広場（桜の園）管理運営事業業務を市民活動団体へ委託する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	277	令和5年度 (決算額)	275	<参考> 令和6年度 (予算額)	277

2. 取組結果

成果・効果	○管理運営事業業務について、市民協働・共創事業提案制度の成案化事業として、市民活動団体と協働して施設運営を行うことができた。 ○令和4年度より宿泊利用等の事前予約にオンライン申請を導入したことにより、施設利用者の利便性向上が図られている。 ○年間利用申請件数: 232件、年間利用人数951人
今後の課題 改善策	○桜の園に至る林道には未舗装部分があるため、林道の管理状況について市民活動団体及び林道管理者と情報連携を図る。 ○施設自体が携帯電話の電波が届かない地域にあるため、市民活動団体と協働して通話可能地点等について情報提供を図る。 ○タンクの水の利用について市民活動団体と協働して節水を呼びかける。

3. 外部評価

○市民活動団体との協働により施設運営ができたことは評価する。 ○利用者の増加に伴い、緊急時の連絡方法や管理体制の構築も検討されたい。 ○管理運営に関し、水の運搬など市民活動団体の協働に支えられていることを感謝する。 海と共に大切な阪南の山の自然をこれからも守っていくため、例えば利用料の徴収など維持するための策の検討もお願いしたい。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○市民協働・共創事業制度で選定された団体と連携して、市民等に野外活動の場を提供する。 ○施設利用者の安全確保のため、携帯電話の通話エリアを確認して利用者に周知するとともに、林道管理者に林道の適切な維持管理を促す。	

1. 事業概要

事業名	はたちの集い開催事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○20歳の節目において、大人としての自覚を促すとともに、祝福することを目的に式典を開催する。					
事業概要	○参加者の意向を反映し、より有意義な式典とするため、運営委員による運営委員会形式の式典を開催する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	297	令和5年度 (決算額)	261	<参考> 令和6年度 (予算額)	326

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症対策として中学校区別に2回に分けて式典を開催してきたが、令和5年度からは式典の開催方法を見直し1回での開催とした。 ○式典参加者数：421人／対象者：486人（式典参加率：86.6%） ○第2部では運営委員が主体となって企画したアトラクション「阪南市長とジャンケン！！～阪南市で一番強い二十歳の決定戦～」を実施した。
今後の課題 改善策	○運営委員会にて式典を企画・運営しているが、運営委員が集まりにくい状況にある。

3. 外部評価

○運営委員の努力には感謝するが、一部には節度ない行動が見られ、残念である。人生の節目であるはたちの集いを有意義なものとするよう運営の工夫をお願いするとともに、若者の自覚を期待する。 ○運営委員を引き受けてくれる人の確保については、直前になってからだけでなく、中学校卒業前くらいの時期から働きかけを行うこともアイデアの一つではないか。 ○「地元が好き」という若者を増やすための取組という意識をもっておくことも必要かと思われる。 ○式典の参加率も高い状況であり、20歳という節目において大切な行事になっていると思われる。運営委員を募っての企画も非常に良い取組であり、引き続き運営委員の募集に努め、企画の継続をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○引き続き、運営委員会において、参加者にとって有意義な式典の開催をめざす。	

1. 事業概要

事業名	青少年健全育成活動事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○本市における青少年活動を積極的に促進し、青少年健全育成を図る。					
事業概要	○青少年が安心して暮らせるまちになるよう社会環境を整えるために、青少年指導員が関係団体、小・中学校、地域と連携し、巡回指導、危険箇所への看板設置、昔のくらしや遊びの体験活動や啓発活動など、市内の青少年の健全育成や非行防止等の活動事業を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	750	令和5年度 (決算額)	927	<参考> 令和6年度 (予算額)	1,031

2. 取組結果

成果・効果	○新たに8名に青少年指導員への委嘱を行い、青少年千人当たりの指導員の割合を9%に改善することができた。(※青少年指導員数49人÷青少年数5,201人(7~18歳)×1,000) ○関係団体との連携による研修会を実施することができた。
今後の課題 改善策	○青少年指導員の高年齢化や人材不足が課題となっている。 ○青少年を取り巻く様々な環境に対応するためのスキルアップや青少年及びその保護者と積極的に関わりを持つ機会を確保する。

3. 外部評価

○関係団体との連携を密にして、青少年の健全育成をお願いする。 ○活動内容のマナー化も少し気になるところだが、魅力ある活動を期待する。 ○地域とのつながりが希薄になりつつある昨今、本事業の存在価値はますます高まるものと思われる。指導員確保に加え、地道に行っている取組を市民に広報する手立てを工夫してほしい。 ○人材不足の中、新規の方が増えたのは非常にありがたいことである。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○市PTA協議会や連合婦人会など、関係団体と連携して研修会を実施する。 ○他自治体の青少年指導員協議会との合同研修会の実施を検討する。	

1. 事業概要

事業名	生涯学習推進事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○生涯学習に関する情報発信を行うとともに、社会教育関係団体等の育成を図る。					
事業概要	○生涯学習推進計画に基づき、市民の学習ニーズに応えるため、本市の人材バンクである「100人のカルチャー」の登録や、防災など市行政の取組を学ぶ「職員出前講座」の実施、市の歴史を学ぶための「はんなんマップ悠歩みち」の発行、社会教育関係団体の育成等を行い、生涯学習のまちづくりを推進する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	733	令和5年度 (決算額)	970	<参考> 令和6年度 (予算額)	1,158

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育関係団体の文化センターの使用を支援し、団体活動に寄与することができた。 ○100人のカルチャー：新規登録1件、実施3回 ○職員出前講座：実施回数7回、参加者のべ303名
今後の課題 改善策	○生涯学習推進のための市民の居場所づくりを考える連続講座は、令和5年度は未実施となった。 ○100人のカルチャーの啓発と更なる活用を図ることはできなかった。 ○生涯学習情報の積極的な発信のためのシステム構築が必要である。

3. 外部評価

○生涯学習の概念は国全体で重視すべきとの傾向にある。「阪南市の住民でよかった」と感じてもらえる取組を今後も進めてほしい。 ○市民の学びたいテーマ、内容を吟味し引き続き生涯学習の情報発信に努めてほしい。また、将来的にオンデマンドやアーカイブ視聴なども検討していただけるとありがたい。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○100人のカルチャーの登録内容や活用状況は減少しており、市全体における類似事業の調査を行い、事業のあり方そのものの見直しを検討する予定である。 ○阪南市行財政構造改革プラン改訂版に掲げる取組を優先するため、生涯学習推進計画の見直しについては、先送りとする。 ○社会教育施設と連携し、市民の居場所づくりを推進することで、生涯学習活動全体の推進を図る。 ○市民啓発につながる講座の実施や居場所づくりについての学習活動を支援する。	

1. 事業概要

事業名	国際交流委託事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市民の国際理解の推進を図るとともに、豊かな交流活動を育むための支援を図る。					
事業概要	○市内を中心に活動する国際交流団体等と協力して、市民レベルでの交流事業の充実を図る。 ○公民館で日本語を学習している外国人による日本語発表会を行う。 ○講演会、コンサートなどにより多文化共生を啓発するイベントを実施する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	134	令和5年度 (決算額)	140	<参考> 令和6年度 (予算額)	140

2. 取組結果

成果・効果	○市内の国際交流団体と協力して、阪南市で日本語を学ぶ外国人による「日本語発表会」を開催することができた。 ○参加者数：132名参加 ○市内の国際交流関係団体との情報交換の場として、関係課とのラウンドテーブルを実施した。
今後の課題 改善策	○市内の国際交流関係団体が減少したため、幅広い事業展開が困難になっている。

3. 外部評価

○市内国際交流団体と協力して日本語発表会が開催され、多くの参加者があったことは評価する。 ○市内国際交流団体の減少は大変残念だが、日本語を学ぶ個人の増加に伴い、異文化に理解を深め、心と心のふれあいがある国際交流をお願いする。 ○国際化が一層進む中、より充実した取組を行う必要がある。日本語を学ぶ外国人が安心して生活できることにつながるような取組を充実させてほしい。 ○国際交流関係団体の減少は非常に残念である。幅広い事業展開が困難とあるが、何か市のイベントと組み合わせるなど策はないだろうか。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○市内国際交流関係団体と国際交流事業を実施するほか、定期的な連携の場を設け、今後の取組について検討していく。	

1. 事業概要

事業名	放課後子ども教室推進事業				担当課	生涯学習推進室
目的	安全・安心な子どもの居場所を確保し、自主性・主体性・協調性のある子どもの育成を図る。					
事業概要	○市内4か所（地域交流館、東鳥取小学校、下荘小学校、桃の木台小学校）にて年間12回ずつ開催し、文化活動・スポーツ活動等、様々な分野で活動する。 ○各教室の指導・運営等は地域のボランティアにて実施し、地域住民との交流の場として児童の健全育成に寄与する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	343	令和5年度 (決算額)	405	<参考> 令和6年度 (予算額)	426

2. 取組結果

成果・効果	○コーディネーターを中心に市民活動団体にも協力を依頼し、スポーツ・文化活動など様々な教室内容を計画し、予定通り年間を通して実施することができた。 ○前年より参加人数が増加し、出席率も上がった。 開催回数：12回×市内4教室+1回=49回 参加人数：のべ752名
今後の課題 改善策	○コーディネーターや指導員が、高齢化等により不足している。 ○事業を継続的に実施できるよう、コーディネーターや指導員の新たな確保に向けた取組や、様々な体験メニューの導入を検討する。

3. 外部評価

○コーディネーターを中心に市民活動団体の協力により予定通り年間を通して実施されたことは評価する。子どもの非行防止にもつながると思う。課題に対する対策もよろしく願う。 ○保護者や学校の教員以外の大人と交流する機会は子どもにとって大変有意義なものである。地域のつながりの希薄さが増す中、阪南市独自の魅力ある取組を進める必要がある。 ○参加人数や出席率の増加より、子どもたちの貴重な居場所になっていると評価する。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○各教室のコーディネーターと協働し、継続して参加したいと思う子どもの割合を増やす。	

1. 事業概要

事業名	放課後の子どもの居場所事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○放課後の安全・安心な子どもの居場所を地域に確保する。					
事業概要	○市民協働・共創事業提案制度による市民活動団体からの提案を基に、平日の放課後や土曜日に市内3会場（ふれ愛ホーム、東鳥取公民館、西鳥取公民館）において、小・中学生が自由な活動を行い、安心して人間関係を作ることができる子どもの居場所を設置する。					
事業費 （千円）	令和4年度 （決算額）	476	令和5年度 （決算額）	578	<参考> 令和6年度 （予算額）	595

2. 取組結果

成果・効果	○開催の案内を工夫することで、不定期に小学校体育館で開催した居場所事業を周知することができた。 ○実施回数：のべ164回 ○参加人数：のべ1,840名（保護者、スタッフを含む）
今後の課題 改善策	○平日参加できない子どもに対して実施している土曜日の開催を拡大する。 ○活動状況の把握のために、職員による現場確認の回数を増やす。 ○今年度予定されている市民協働、共創事業による再選定について、必要に応じて市民活動団体との調整を行う。

3. 外部評価

○放課後の子どもの居場所については、児童・生徒の心の落ち着く場所があることは、子どもの非行防止にもつながり、良いことだと思う。 ○活動状況の把握について、現場確認等では安全面に留意されるよう願う。 ○保護者や学校の教員以外の大人と交流する機会は子どもにとって大変有意義なものである。地域のつながりの希薄さが増す中、阪南市独自の魅力ある取組を進める必要がある。 ○自分の住む地域に安心・安全な子どもの居場所があること、そこに行けば見守ってくれる大人がいることは非常にありがたい。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○子どもの居場所事業を委託により実施する。 ○毎月の実施報告書の確認を行う。	

1. 事業概要

事業名	人権研修事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○社会教育活動を行ううえで重要な人権意識の向上を図り、人権を考える機会の創出をめざす。					
事業概要	○部落差別をはじめとする様々な差別を根絶するために、社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権に対する認識を深め啓発に努める。 ○指導者に対しては、人権啓発を図るとともに、長期的には人権研修を行えるような人材育成をめざす。会員向けには、各団体の活動に則した人権課題を取りあげるなど、活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	52	令和5年度 (決算額)	46	<参考> 令和6年度 (予算額)	71

2. 取組結果

成果・効果	○社会教育関係団体の指導者・会員を対象として、人権研修会を1回実施することができた。 ○研修会参加者：54名
今後の課題 改善策	○人権啓発を進めるためにより多くの方に参加していただけるよう、団体が求めるニーズに合わせて複数回の研修を企画するなど、更なる啓発が必要である。

3. 外部評価

○人権に関する課題は年々多様化している。個々が活動の中で人権意識を持って行動することが必要だと思う。各団体への一層の啓発を期待する。なお、研修会の内容も検討する必要がある。 ○人権意識の向上はなくてはならない大切な取組である。その取組の重要性を理解し、積極的に参加している市民のみでなく、広く多くの人に参加し、人権についての理解を深め、「住みやすい町はなんなん」との評価を得られる取組になるよう工夫を重ねてほしい。 ○大切な研修であるため引き続き行われることを願います。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○社会教育関係団体指導者及び会員の人権意識の向上をめざし、各団体の活動ニーズに応じたテーマで研修を企画・実施する。 ○団体相互が協力して人権課題を取りあげるなど、団体活動の中で人権を考える機会の創出をめざす。	

1. 事業概要

事業名	阪南市フレンドシップコンサート事業			担当課	学校教育課	
目的	○阪南市の音楽文化の一つである吹奏楽を通して音楽の素晴らしさと楽しさを演奏者と来場者とともに共有し、阪南市の文化あふれる街づくりをめざす。					
事業概要	○阪南吹奏楽団の団員が習得している楽器演奏技術を子どもたちに伝えることで、音楽を通じた世代間交流をするとともに、子どもたちの向上心を喚起し、文化活動に対する意識を育み、青少年の健全育成を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	0	令和5年度 (決算額)	0	<参考> 令和6年度 (予算額)	0

2. 取組結果

成果・効果	○令和4年度までコロナの影響により実施できていなかったが、令和5年度は全中学校において、阪南吹奏楽団のボランティアによる技術支援を実施することができた。技術支援を受け、子どもたちは以前よりも自信を持って演奏に臨むことができた。
今後の課題 改善策	○多くの学校が技術支援を受けることができるようにするため、阪南吹奏楽団と連携を図り、年度当初から日程調整を行うようにしていく。

3. 外部評価

○阪南吹奏楽団の技術支援を受け、以前より自信を持って演奏できたことは評価する。音楽のすばらしさを認識して青少年の健全育成に貢献していることに感謝する。 ○芸術に触れる体験は大変貴重である。そしてその体験を通して技術を習得することよりも子どもと大人が触れ合うことに大きな意義があると考え。多くの予算を必要とせずに取り組むことが可能であるならば、ぜひ継続してほしいし、予算を確保することで機会が増えるのなら実現させてほしい。 ○コロナの影響から中止されていた活動が再開されてよかった。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○阪南吹奏楽団のボランティアによる技術支援では、子どもたちが真剣に取り組み、支援後は以前よりも自信をもって演奏に臨むことができているため、今後も連携して事業を実施する。 ○演奏技術の習得とともに、大人とのつながりの中で持続可能な社会の創り手となる子どもを育成するためにも、継続して事業に取り組んでいく。	

1. 事業概要

事業名	中央公民館管理運営事業				担当課	中央公民館
目的	○令和3年4月から、中央公民館体制を構築し、市直営の中央公民館と指定管理者の3地区公民館の連携による地域のまちづくり推進に取り組む。					
事業概要	○市直営の中央公民館を設置し、市全域の生涯学習の推進、地区公民館の統括・支援を行う。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	1,687	令和5年度 (決算額)	6,211	<参考> 令和6年度 (予算額)	9,115

2. 取組結果

成果・効果	○3地区公民館を統括し、指定管理業務を円滑に実施するとともに、館長会議等を定期的に開催することで中央公民館と地区公民館の連携を図った。 ○生涯学習を通じた地域の担い手となる人材育成講座を開催し、さまざまな地域活動への理解と活動の必要性を啓発することができた。
今後の課題 改善策	○指定管理者と連携を図り、地区公民館での社会教育活動を中心としたまちづくり・人づくりの充実をめざした施設運営を行う。 ○学習活動を通して地域社会の担い手づくりをめざす事業として、市民協働・共創事業提案制度を活用した「はんなん人生100年大学」事業の成案化をめざす。

3. 外部評価

○地区公民館を統括し、指定管理者との意思疎通を密にして、社会教育活動を中心にしたまちづくり・人づくりを期待する。 ○「市民のよりどころ」としての公民館がその役割を果たすことができるよう、ハード・ソフト両面から取組を進める必要がある。 ○中央公民館と3地区公民館が連携を図り、様々な年代の市民が過ごしやすい、利用しやすい地域の居場所となるよう願う。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○3つの地区公民館をはじめ、市民活動団体等との連携を強化し、多くの市民が参加できる講座等を充実させることで、学習活動を通じたまちづくり・人づくりを推進する。 ○中央公民館が中心となり、地区公民館における社会教育活動をリードするために、各施設の学習情報の集約・発信に努める。 ○指定管理者との連携により、効果的な運営を図る。	



講座「持続可能な居場所
(地域の食堂)のつくりか
た」の様子

1. 事業概要

事業名	地区公民館（尾崎・東鳥取・西鳥取）管理運営事業				担当課	中央公民館
目的	○住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図る、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。					
事業概要	○地域住民の学びと交流の拠点となる公民館、地域に根ざした施設として地域課題解決のため事業を実施する。 ○安全で適正な施設の管理運営を行う。					
事業費 （千円）	令和4年度 （決算額）	42,247	令和5年度 （決算額）	38,984	<参考> 令和6年度 （予算額）	42,247

2. 取組結果

成果・効果	○指定管理者のノウハウを活かして、外部講師による講座等で啓発を行うだけでなく、地域で活躍する人材を登用した講座を実施し、地域の担い手となる人材づくりを図ることができた。 ○施設の共用スペースを活用した催し等を登録クラブ等と協力して開催することにより、地域の居場所としての広がりを図ることができた。
今後の課題改善策	○個人が楽しむためだけの活動やつながりだけでなく、学んだことを地域や社会に還元するという生涯学習の意義を、講座等を通して啓発していく。 ○施設の老朽化により、指定管理者から要望のある施設修繕等への対応が増加しているため、計画的な修繕等が必要である。また未耐震の施設があるため、今後の対策についての検討が必要である。

3. 外部評価

○各指定管理者の特性を十二分に発揮して、地域や社会に還元できるよう指導願う。 ○東鳥取公民館の改修は長年の課題である。事故が起こった時のことを考えると、早急な対応をお願いする。 ○未耐震施設への対応については、市民の生命にかかわることとしての意識を強く持ってほしい。 ○3公民館の民営化によりそれぞれの公民館に個性が出てきていると感じる。より良い地域の居場所になっていくことを期待し、引き続き様々な企画検討による、市民利用の増加を期待する。 ○未耐震の施設があることは南海トラフの観点からも不安を感じる。市民の安全・安心な居場所となるよう早急な対策をお願いしたい。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○指定管理者と協力し、講座などを通じて生涯学習の意義を啓発し、学んだ成果を地域や社会に還元する取組を進める。 ○市民が公民館を安全・安心に利用できるよう、各施設の修繕・改修を適切に実施し、必要に応じて大規模改修の計画策定や具体策を検討して改善を図る。	

1. 事業概要

事業名	はんなん海の学校事業				担当課	中央公民館
目的	○市が推進している小学校における「海洋教育」の機会を、中学生以降の若年層にも設けることで、社会教育として「海洋教育」を地域に根付かせる。					
事業概要	○中学生以降の若年層を対象とした、阪南の豊かな海や自然について学び、体験するプログラムを提供し、参加者が学んだ成果を発信できるよう取り組む。 ○市民団体との協働事業として実施し、大学や企業と連携した多彩な内容を事業に盛り込むことで、若年層の学びと実践を引き出す。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	-	令和5年度 (決算額)	1,000	<参考> 令和6年度 (予算額)	2,000

2. 取組結果

成果・効果	○市民協働・共創事業提案制度を活用して協働事業者を選定し、成案化に向けた協議を行った。 ○令和6年3月に開催の「はんなんSDGs未来フォーラム」の中で開校式を行い、事業の告知と啓発に努めた。
今後の課題 改善策	○令和6年度に予定している活動を実施する中で、参加者同士が学び合う機会を提供していくが、そこから生まれる課題意識を次の活動にどのように活かすかを常に考える必要がある。 ○予算措置が終了する令和8年度以降の事業展開を考える中で、この事業をSDGsの理念を踏まえた持続可能な取組とするための体制づくりが必要。

3. 外部評価

○小学校における「海洋教育」を若年層に結びつけ、地域に根付かせることは「はんなんSDGs未来フォーラム」の目的と一致すると思う。事業の告知と啓発を期待する。 ○2-19 海洋教育推進事業を市全体に広げようとしている取組は高く評価できる。市の地理的特徴も生かしたこの取組を「阪南市のセールスポイント」に高める努力をしてほしい。 ○阪南の大切な海の資源について小学校で学んだ取組を引き続き学べる環境があることはありがたい。この活動が阪南の街への郷土愛を高め、大きく言えば一生住み続けたい街となり、人口流出の抑止に繋がってほしいと期待する。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○はんなん海の学校を開校し、協働事業者と共に阪南の海に関する充実したカリキュラムを構築した実績とネットワークを活かして、豊かな自然環境のPRや地域の魅力を啓発する活動につなげていく。 ○より多くの参加者を募り、参加者同士の学び合いを促進することで、阪南の海の魅力を広く発信する機会を増やす。この活動により、「住みたいまち」「住んで良かった」と感じられるまちづくりをめざす。	

1. 事業概要

事業名	文化センター・図書館管理運営事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市民生活の向上と文化芸術の普及振興を図る。					
事業概要	○これまで培ってきた文化センターと図書館の良さを継承しつつ、新たな形で複合施設としての魅力を発信し、市民の生涯学習、文化芸術の普及、振興を図るため、文化センターと図書館を指定管理者により一体的に運営する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	121,679	令和5年度 (決算額)	164,207	<参考> 令和6年度 (予算額)	218,515

2. 取組結果

成果・効果	○「阪南市教育委員会指定管理者制度導入施設モニタリングマニュアル」に基づくモニタリングを実施し、施設の管理が適正かつ確実に履行されているか、また、指定管理者から提供されるサービスの水準が維持されているかなどを毎月の定例会を通して確認した。 ○一部設備について、更新工事を実施することができた。
今後の課題 改善策	○施設、設備の老朽化が進んでおり、多数の設備の修理、更新が必要であるため、緊急性の高い設備を優先し、工事を実施する。 ○指定管理者選定時の提案事業（大ホールの部分貸出）を具体化する。 ○文化センターと図書館の一体的な管理運営について、指定管理者の連携が必要である。

3. 外部評価

○文化センターと図書館の指定管理者制度移行後も、モニタリング機能によりサービスが適正かつ確実に提供されているか確認していることは評価する。指定管理者と連携を図り、市民の生活・文化芸術の向上につなげるよう期待する。 ○施設の老朽化問題は市の重要な課題であるため、適切な改善を進めていただくことを願います。 ○大ホールの部分貸出においては、ニーズがあるのであれば収入もあると思うので検討を願います。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○指定管理者と協力して、市民の生涯学習活動・文化芸術活動を核とした地域のにぎわいづくりをめざす。 ○令和5年度に設計業務を行った、非常用自家発電機取替、空調機器1機の改修について、工事を実施する。	

1. 事業概要

事業名	絵本で育む子どもとのふれあい事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○子どもが本に親しむ機会を提供する。 ○乳幼児期の言葉と心を育む環境を整え、子育て支援の一端を担う。					
事業概要	○大阪府新子育て支援交付金を活用し、子どもと絵本の出会いを目的とした「絵の本ひろば」等のイベントの開催、読み聞かせボランティアの育成、ブックスタート等の事業を実施し、家庭や地域での読み聞かせの習慣の定着を促す。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	2,370	令和5年度 (決算額)	1,200	<参考> 令和6年度 (予算額)	2,400

2. 取組結果

成果・効果	○新型コロナウイルス感染症の5類移行により、市内小学校、幼稚園、放課後子ども教室での「絵の本ひろば」事業を行動制限なく、開催することができた。
今後の課題 改善策	○指定管理者による小学校等での絵の本ひろばの実施にむけ、学校との調整を行う。 ○指定管理者により、読み聞かせボランティアの養成のため、講座を実施する。

3. 外部評価

○指定管理者と連携して子どもたちに本に親しむ機会を数多く提供されたい。 ○教育という点では情操教育としての意義、非認知能力の育成など、幼少期から絵本に触れる機会を持つことはさまざまな効果が期待できる。また、子どもと大人が触れ合う機会としても非常に貴重であるため、取組は評価できる。 ○今後は、先進的な取組を進めている他市町村に学ぶ機会を設定するなど、内容の充実に向けたチャレンジをしてほしい。 ○幼児からの絵本との出会いは子どもだけでなく、親にとっても本への興味、関心につながっていくものとして、非常に大切な機会になると思われる。絵の本ひろばにおいても本に触れる大切な機会となるため、引き続きの開催をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○図書館指定管理者により、絵本の楽しさを共有できるよう絵本の購入等、子ども読書活動推進に取り組む。	

第4節 歴史・文化の保存と継承

■現状

- 歴史遺産の調査・保護・保存・継承に努めています。
- 重要な文化財については、関係者との協議を踏まえ指定に努めています。
- 郷土の歴史・文化の情報を発信するとともに、歴史資料展示室の管理運営、学校や各種団体への所蔵品の貸出、文化財に関する講座を実施しています。
- 文化財調査によって地域の歴史に関わる資料が年々増加しているなか、保管場所の分散化、老朽化などが生じています。

■課題

- 市民が地域の歴史・文化に親しみ、学習できる機会の充実が求められています。
- 地域の歴史にかかわる資料の適切な管理が求められています。
- 適切な文化財の展示・保管施設の改修や新築が求められています。
- 文化財に求められる活用ニーズや市民の興味・関心の度合いなどを踏まえ、バランスのとれた保存と活用のあり方を構築することが求められています。
- 文化財継承の担い手を確保するために、市民との連携が求められています。

■めざす姿

- 市民が、地域の歴史や文化の大切さを理解し、保護・保存・継承に取り組み、地域に誇りを持って暮らしています。
- 文化財を活用した豊富な学習機会や活発な啓発活動が行われることにより、歴史・文化の教養を高め、その知識を地域で活かしています。
- 文化財が適切に保存されています。



古文書講座 初級編

1. 事業概要

事業名	文化財保護啓発事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市域に残る各種文化財を調査、保護、保存し、将来に継承する。 ○市民に文化財の大切さについて周知し、理解を促す。					
事業概要	○埋蔵文化財事務の広域化(3市1町)を行い、効率的な事務を執行する。 ○市域に残る各種文化財を調査及び記録・保存する。 ○重要な文化財を指定・登録・継承する。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブを運用する。 ○歴史資料展示室を管理運営する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	14,686	令和5年度 (決算額)	14,373	<参考> 令和6年度 (予算額)	10,523

2. 取組結果

成果・効果	○古文書一括資料を市指定文化財に指定すべく資料調査及び有識者との調整を図り、文化財保護審議会から答申を得ることができた。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブを小学校や生涯学習の場で活用できた。 ○旧東鳥取幼稚園解体工事の設計及び歴史資料展示室収蔵物等の移設を実施した。
今後の課題 改善策	○老朽化した旧東鳥取幼稚園の全部除却を実施するとともに、歴史資料展示室の再開に取り組む。 ○阪南市文化財デジタルアーカイブの更なる活用に努め、効率の良い運用を図るためにも、学校現場との活用方法の調整が必要である。

3. 外部評価

○阪南市文化財デジタルアーカイブを小学校や生涯学習の場で活用できたことは評価する。今後も学校現場と連携を密にして、児童・生徒が文化財の重要性についての認識を深めてほしいと思う。 ○歴史資料展示室が旧東鳥取小学校体育館に移転したが、管理及び保護には十二分の配慮をお願いする。 ○担当職員がいろいろ工夫し、市民に対して文化財の広報をしていることに感謝する。 ○文化財は一度ダメにしてしまうと元には戻らない。丁寧な保存で後世に残すという高い理想をもって、取組を継続してもらいたい。 ○新たな場所での整備に取り組み、市民が文化財について学べる場となることを期待する。

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○各種文化財調査によって、地域の歴史に関わる資料を継続的に蓄積する。 ○市内所在の文化財を市指定文化財に指定すべく阪南市文化財保護審議会に諮問する。	

第5節 生涯スポーツの振興

■現状

- それぞれの年齢、体力、関心に応じたスポーツ活動に参加できる総合型地域スポーツクラブへの期待が大きくなっています。
- 生活様式の変化や少子高齢化に伴い、スポーツニーズも多様化し、特に健康づくりに対する関心が高まっていますが、運動習慣のない方へのアプローチはまだまだ進んでいません。
- 生涯スポーツ振興に必要な指導者が不足しています。
- 施設は築年数が30年以上経過した建物が半数以上となり老朽化が進んでいます。

■課題

- 生涯スポーツの拠点である社会体育施設において、柔軟な発想のもと、さらなるサービス向上が求められています。
- スポーツやレクリエーション活動に無関心な方へ運動を行うきっかけづくり、あるいは運動を続ける動機づけになる取組が求められています。
- 生涯スポーツ認定登録指導者を養成し、活用することが求められています。
- 安全な施設を安心して使用できるよう、適正な維持管理をしながら活用することが求められています。

■めざす姿

- 多くの市民がスポーツに親しむことで、健康で幸せに生活することはもとより、その経験を地域で活かすなど、潤いや生きがいのある活動をしています。
- 様々な事業を通して、生涯スポーツを地域で指導できる人材が数多く育成されることで、スポーツ活動による地域づくりにつながっています。

1. 事業概要

事業名	社会体育施設管理運営事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○市民スポーツの振興、市民の健康や体力の向上、世代間での交流を促進するために各施設を運営する。					
事業概要	○スポーツに関わる市民へのサービスの向上、利用の拡大のため、指定管理者による社会体育施設（総合体育館、中央運動広場、桑畑総合グラウンド、市立テニスコートの効率的な管理運営を行い、スポーツスクールや各種体育教室などを開催する。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	46,582	令和5年度 (決算額)	52,462	<参考> 令和6年度 (予算額)	54,146

2. 取組結果

成果・効果	○令和5年度末をもって現指定管理者の指定期間が満了するため、令和6年度からの新たな指定管理者を選定した。 ○各種体育教室を実施することができた。
今後の課題 改善策	○社会体育施設全体の利用者数は、令和2年度以前と比較すると、未だ60%程度であるため、老朽化している施設を改修する他、指定管理者とも協力して市民サービスの向上を図り、利用者数の回復に努める。

3. 外部評価

○平均寿命が年々伸びているが、指定管理者と連携して各年代や運動に関心の薄い人も参加できるような取組を実施し、市民の健康や体力が向上するよう工夫されたい。 ○施設の老朽化で市民サービスが低下し、利用者数が減少することは大きな課題である。大きな予算が必要となる事業なので、優先順位を上げることには困難を伴うかもしれないが、市民の安全・安心、市民生活の豊かさなどの観点で「住みたい町はなん」をめざした取組として検討してほしい。 ○施設の老朽化、暑さ・寒さ対策としての空調設備整備、駐車場の不足など課題がある。環境の整備、サービス向上を検討していただき、利用率の向上に努めてほしい。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○市民サービスの向上、利用の拡大となるよう利用者アンケート等を実施する等、市民のニーズを把握し、各種体育教室や講座や研修会を実施する。	

1. 事業概要

事業名	スポーツ推進事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○スポーツ推進委員と協力し、市民のスポーツへの意欲、機会の向上をめざし、生涯スポーツ活動の普及及び振興を図る。					
事業概要	○スポーツ推進委員と協力し、生涯スポーツの正しい理解と安全で楽しいスポーツの実践等、事業を通して啓発を図る。 ○全国レベルの大会に出場する等、スポーツ活動で一際活躍する市民を奨励し、スポーツ奨励金の交付等を通してその活動を啓発することで、地域のスポーツ力の向上を図り、生涯スポーツの振興につなげる。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	480	令和5年度 (決算額)	772	<参考> 令和6年度 (予算額)	1,467

2. 取組結果

成果・効果	○スポーツ推進委員の選任方法を見直し、阪南市スポーツ推進委員推薦要綱を制定した。 ○阪南市生涯スポーツ認定登録指導者資質向上研修会を行った。 ○青少年スポーツ奨励金を令和5年度は41名に交付した。
今後の課題 改善策	○スポーツ推進委員に関する規則を見直す。

3. 外部評価

○阪南市生涯スポーツ認定登録指導者が高齢化していないか心配している。 ○今後、多様な人材を確保し、生涯スポーツの推進に努められることを望む。 ○ニュースポーツの体験講座開催や啓発をお願いする。 ○市民の健康、体力維持のため、引き続きのスポーツ推進活動をお願いする。 ○市民として応援したい気持ちがあり、若い世代のスポーツ奨励金はどんな方が受け取られているのか関心がある。可能な範囲で広報紙などで周知してもらえたらありがたい。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○市民のスポーツへの意欲の向上や、スポーツ活動に親しむ機会の拡充をめざし、奨励金の交付やスポーツ顕彰（懸垂幕）の作成を行う。 ○スポーツ推進委員と協力し、市民向けのニュースポーツの体験講座等を実施し、市民への啓発を行うとともに、「阪南市スポーツ推進委員に関する規則」を見直す。	

1. 事業概要

事業名	各種大会運営委託事業				担当課	生涯学習推進室
目的	○スポーツレクリエーションに親しむ機会と場所を提供し、世代間・地域間交流等を図る。					
事業概要	○阪南市総合体育大会や阪南市民健康マラソン大会等の各種大会の実施により、様々な年齢層の市民がスポーツに触れる機会を設け、スポーツの振興を図る。					
事業費 (千円)	令和4年度 (決算額)	1,350	令和5年度 (決算額)	1,350	<参考> 令和6年度 (予算額)	1,350

2. 取組結果

成果・効果	○阪南市総合体育大会や阪南市健康マラソン大会等を実施した。 ○総合体育大会実施種目数：16種目、健康マラソン大会申込者数：102名
今後の課題 改善策	○阪南市健康マラソンは、コロナ禍以前と比較すると参加者が減少しており、参加者が参加しやすいように申込み方法や実施競技等について検討する。

3. 外部評価

○マラソン大会に加え、他にも市民が気軽に参加できる機会があるとありがたい。引き続きの企画、検討をお願いする。
--

4. 今後の方針

方向性	これまでの取組を踏まえて継続
○広く市民にスポーツレクリエーションに親しむ機会を提供するため、総合体育大会（市民大会）の各種競技大会や阪南市健康マラソン大会を実施する。	

Ⅲ 教育委員会会議の実施状況及び教育委員会の活動状況

令和5年度 教育委員会議実施状況（開催順）

会議名	開催日	議案件数					教育長	出席 委員数	傍聴人数	備考
		承認	協議	議決	報告	その他				
定例教育委員会	令和5年4月20日	2	0	3	6	1	1	3	1	
定例教育委員会	令和5年5月26日	1	1	8	11	1	1	4	1	
定例教育委員会	令和5年6月23日	1	0	5	4	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年7月28日	2	2	2	4	1	1	4	0	
臨時教育委員会	令和5年7月31日	0	0	2	0	0	1	4	10	教科書採択
定例教育委員会	令和5年8月25日	1	1	0	4	1	1	4	0	
臨時教育委員会	令和5年9月15日	0	0	1	0	0	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年9月22日	1	0	0	4	1	1	4	0	
臨時教育委員会	令和5年9月29日	0	0	1	0	0	1	4	0	
臨時教育委員会	令和5年10月13日	0	0	1	0	0	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年10月27日	5	0	0	5	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年11月24日	1	0	0	6	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和5年12月22日	1	0	3	8	1	1	4	0	
定例教育委員会	令和6年1月26日	1	0	0	3	1	1	4	1	
定例教育委員会	令和6年2月22日	1	0	0	4	2	1	4	0	
臨時教育委員会	令和6年2月22日	0	0	1	0	0	1	4		非公開 (人事案件)
臨時教育委員会	令和6年3月13日	0	1	2	0	0	1	4		非公開 (人事案件等)
定例教育委員会	令和6年3月22日	2	0	3	4	1	1	4	1	
定例12回 臨時6回		19	5	32	63	13			14	

教育委員の活動状況（令和5年度）（日程順）

	活動内容等	種別	場所
4月6日	中学校入学式	学校園行事	鳥取中学校
4月6日	中学校入学式	学校園行事	貝掛中学校
4月6日	中学校入学式	学校園行事	鳥取東中学校
4月6日	中学校入学式	学校園行事	飯の峯中学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	尾崎小学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	東鳥取小学校
4月7日	小学校入学式	学校園行事	桃の木台小学校
4月11日	幼稚園入園式	学校園行事	はあとり幼稚園
4月11日	幼稚園入園式	学校園行事	まい幼稚園
4月14日	大阪府都市教育長協議会総会・定例会	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
4月20日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
4月27-28日	近畿都市教育長協議会定期総会	総会・会議等	スターゲイトホテル
5月8日	大阪府都市教育委員会連絡協議会（役員会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
5月22日	大阪府都市教育委員会連絡協議会（定期総会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
5月26日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
6月23日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
6月29日	市町村教育委員会研究協議会	研修	オンライン
7月7日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
7月28日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
7月31日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
8月10日	泉南地区教育委員会連絡協議会（総会）	総会・会議等	スターゲイトホテル
8月18日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
8月25日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
9月15日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
9月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
9月29日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所



令和5年度泉南地区教育委員会連絡協議会総会

10月6日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
10月13日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
10月26日	近畿都市教育長協議会（研修会）	研修（府内）	都シティ大阪天王寺
10月26日	中学校初任者訪問	授業参観・指導	飯の峯中学校
10月27日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
11月7日	近畿市町村教育委員会研修大会	研修（オンライン）	オンライン
11月7日	中学校初任者訪問	授業参観・指導	貝掛中学校
11月15日	大阪府都市教育委員会連絡協議会泉北・泉南ブロック研修会	研修（府内）	SORA RINKU他
11月21日	大阪府都市教育長協議会（研修会）	研修（府内）	アプラたかいし
11月21日	小学校初任者訪問	授業参観・指導	上荘小学校
11月24日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
11月29日	小学校初任者訪問	授業参観・指導	東鳥取小学校
12月14日	泉南地区教育委員会連絡協議会（研修会）	研修（府内）	和泉学園・鳥取中学校他
12月21日	市町村教育委員会研究協議会	研修	オンライン
12月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
1月19日	大阪府都市教育長協議会（定例会）	総会・会議等	ホテルアウィーナ大阪
1月22日	泉南地区教育長連絡協議会行政視察	研修（府外）	神戸市立摩耶小学校他
1月26日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
1月30日	大阪市町村教育委員会研修会	研修（オンライン）	オンライン
2月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所
2月22日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
3月13日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	鳥取中学校
3月13日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	貝掛中学校
3月13日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	鳥取東中学校
3月13日	中学校卒業証書授与式	学校園行事	飯の峯中学校
3月13日	臨時教育委員会	教育委員会議	市役所
3月15日	幼稚園修了証書授与式	学校園行事	はあとり幼稚園
3月15日	幼稚園修了証書授与式	学校園行事	まい幼稚園
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	下荘小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	舞小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	朝日小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	上荘小学校
3月17日	小学校卒業証書授与式	学校園行事	桃の木台小学校
3月22日	定例教育委員会	教育委員会議	市役所

資 料 等

《関係法令》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 （抜粋）
（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○阪南市教育委員会評価委員会条例

平成25年12月24日

条例第27号

改正 平成27年3月27日条例第2号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、阪南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、阪南市教育委員会評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(平27条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について、検証し、教育委員会に意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧法」という。)第16条第1項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合において、この条例による改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年阪南町条例第27号)、特別職の職員の給与に関する条例(昭和47年阪南町条例第30号)、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例(平成2年阪南町条例第14号)、阪南市特別職給料等審議会条例(平成3年阪南町条例第23号)、阪南市職員の厚生制度に関する条例(平成17年阪南市条例第31号)若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例(平成25年阪南市条例第27号)の規定又は教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和47年阪南町条例第31号)の廃

止は適用せず、この条例による改正前の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、特別職の職員の給与に関する条例、阪南市特別職等の職員の退職手当に関する条例、阪南市特別職給料等審議会条例、阪南市職員の厚生制度に関する条例若しくは阪南市教育委員会評価委員会条例の規定又は廃止前の教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 5 改正法による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「新法」という。）第4条第1項の規定による新法第13条第1項の教育長（以下「新教育長」という。）の任命のために必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 6 施行日から4年を経過するまでの間に任命される教育委員会の委員の任期は、改正法附則第4条の規定により、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることがないように、1年以上4年以内で市長が定めるものとする。
- 7 施行日（附則第2項の場合にあっては、旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日）以後最初に新法第4条第1項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、市長は、改正法附則第5条の規定により教育委員会の委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。



共創による新しい価値の創造
HANNAN
SDGs未来都市

阪南市教育大綱

HANNAN CITY EDUCATION OUTLINE



小学校 海洋教育における体験活動(生きものの探し)

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

令和5(2023)年9月

阪南市

～ 目 次 ～

1	教育大綱の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	大綱の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	大綱の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
4	教育をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・	P 3
5	「はんなんの教育」の基本理念・・・・・・・・	P 4
6	「はんなんの教育」の基本方針と基本施策・・	P 5
	【方針その1】	
	すべての個性を輝かせ 一人ひとりの	
	「自己実現をはかる教育」を推進します・・	P 5
	【方針その2】	
	人がつながり支えあい	
	「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します・・	P 6
	【方針その3】	
	まなぶ・はぐくむ・つなぐ	
	「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します・・	P 7
	【方針その4】	
	はんなんの うみ・やま・さと をフィールドに	
	「未来に向かって生きる力」を育みます・・	P 8
	(用語解説) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

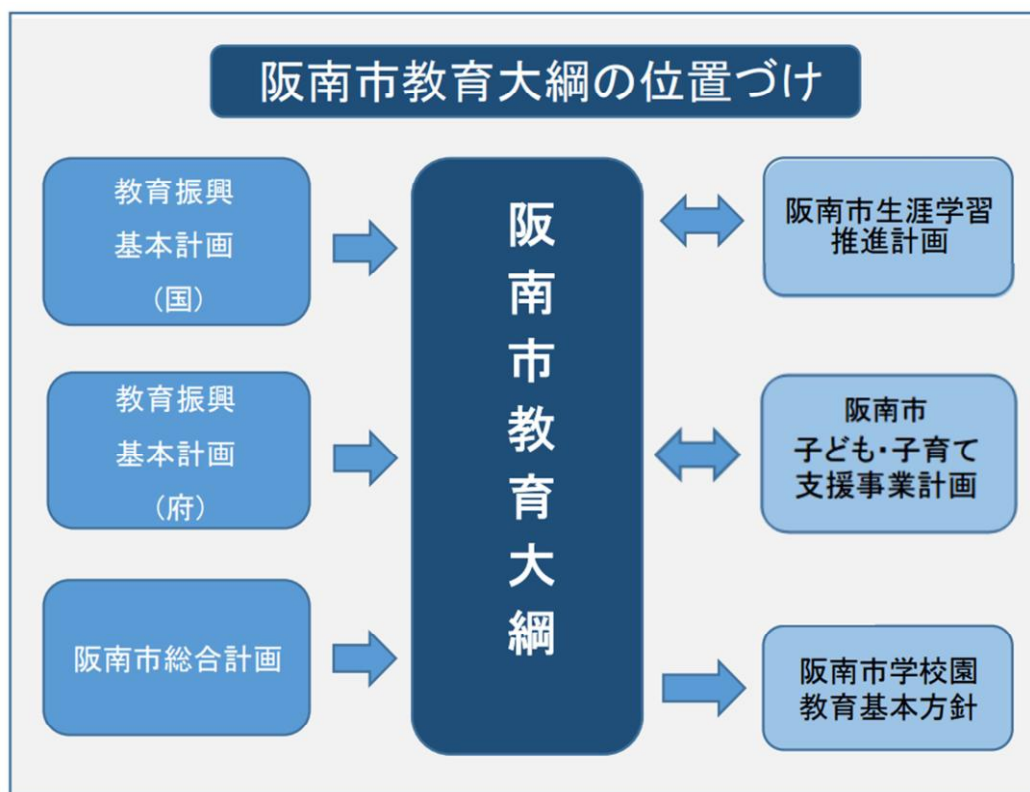
1 教育大綱の趣旨

教育大綱は、地方公共団体としての教育の目標や施策の根本的な方針について、国の教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じて定めるものです。

教育政策に関する方向性の明確化を図ったうえで、市長および教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行します。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、国の第4期教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌するとともに、府の第2次教育振興基本計画、阪南市総合計画や関係諸計画との整合性を図り、本市の特色を盛り込むことで、阪南市総合教育会議において、本市の教育行政を推進するための基本的な指針として、市長と教育委員会が協議・調整を尽くし、市長が策定したものです。



3 大綱の対象期間

この大綱の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。

その後、新たに国の教育振興基本計画の改訂に準じ内容を見直します。

※これまでの大綱の策定経過

【第1期】平成27（2015）年度～平成29（2017）年度（3年間）

【第2期】平成30（2018）年度～令和4（2022）年度（5年間）

年度（令和）	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
教育振興 基本計画 （国）	第 4 期計画					第 5 期計画					
教育振興 基本計画 （府）	第 2 次計画					第 3 次計画					
阪南市 総合計画	総合計画（2022～2033）										
阪南市 教育大綱	第 3 期大綱					第 4 期大綱					



中学校 1人1台端末による学習活動



小学校 海洋教育における体験活動（地弓綱）

4 教育をめぐる現状と課題

現在、世界には、地球環境問題など、多くの社会課題が存在しています。

「SDGs 未来都市」に選ばれた本市においても、SDGs（※1）に示された「世界で達成すべき持続可能な開発のための17の国際目標」の課題解決に向かい取組を加速させているところです。

また、近年は、本市を含めて全国各地で少子高齢化が進み、学校整理統合の議論が必要となる一方、高度情報化社会の到来によるデジタル社会への迅速な対応が教育の分野でも求められています。そして、子どもたちの置かれた状況を見渡すと、コロナ禍を経て、全国的に虐待やいじめ、不登校の増加、また、ヤングケアラーの問題など、教育をめぐる課題が山積しています。

このような子どもたちをめぐる深刻な状況をふまえ、今年の国レベルでの大きな動きが、「こども家庭庁」の設置と「こども基本法」の施行でした。本法に定められた子どもの意見表明権や活動等に参加する機会確保の理念を生かし、本市においても、「（仮称）子どもの権利に関する条例」の制定に向け、取組を進めているところです。

本条例の制定を待つまでもなく、これまで、本市の学校や各教育機関においては、子どもたちの自信を育み自己肯定感を高めることを目標に、子ども一人ひとりの自己実現をはかる教育を進めてきました。具体的には、以前から「はんなんのうみ・やま・さと」の恵まれた自然を生かした環境教育（海洋教育）に取り組んでおり、とりわけ令和元年度に採択された「海洋教育パイオニアスクールプログラム（※2）」では、カリキュラム開発などの新たな教育実践のもと、令和5年度からは全ての小学校が教育実践校となり、生きる力（※3）を育む学習活動に取り組んでいます。

この海洋教育の活動を通して、子どもたちが地球環境問題やSDGsへの関心を高め、自分たちの力で社会をより良くしていくことができるという実感を得て、変化の激しいこれからの社会で様々な困難を乗り越え、未来に向かって力強く歩み続けていくことを願っています。

さらに、本市の教育は、市民一人ひとりが生涯にわたって学び続けながら豊かな人生を送っていけるよう、学校教育と社会教育をともに大切にしていく方針のもと、公民館をはじめとする各社会教育施設を拠点に、生涯学習の推進に取り組んできました。今回、3度目の改訂となる本教育大綱ですが、これまでの大綱にあった基本理念「まなぶ・はぐくむ・つなぐ 生涯学習のひと・まちづくり」を、今回の改訂でも基本方針の一つとしているのはこのためです。

現代は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代であると言われています。本市では、市民一人ひとりが自分の良さや可能性を見出すとともに、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会課題に挑戦し、豊かな人生を切り拓き、未来社会に向かい、持続可能な今後の社会のづくり手となることが望まれています。



市立幼稚園 製作活動

5 「はんなんの教育」の基本理念

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり

本市では、令和4年3月に新しい総合計画を策定し、将来の都市像として「共創による新しい地域価値が創造され、誰もが輝ける舞台都市・阪南」を掲げ、まちづくりを進めています。このことは、子どもたちを含め、すべての市民が尊重されたまちのつくり手の育成をめざすものです。

また、SDGs 未来都市をめざす本市は、SDGs の「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な社会の実現に向け、子どもも大人も、一人ひとりの権利が守られた、協働・共創社会の形成に向けた取組を推進しています。

今後、阪南市は、「誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる 協働・共創社会のひと・まちづくり」をこの教育大綱の基本理念として、社会が大きく変動する中で、将来、大人になる子どもたちの主体形成はもとより、全ての市民、団体、地域が豊かな地域社会を形成できるよう、学校教育、家庭教育、社会教育を通して、市と教育委員会が強く連携し、阪南市の宝である子どもたち一人ひとりの豊かな未来のため、また、まちづくりの主役である市民の皆さん一人ひとりの幸福のため、必要な教育施策を着実に実行してまいります。



小学校 異年齢集団による学び合い



市立保育所 地域交流行事(焼き芋)



小学校 児童集会



中学校 体育祭(開会式)

6 「はんなんの教育」の基本方針と基本施策

【方針その1】

すべての個性を輝かせ 一人ひとりの

「自己実現をはかる教育」を推進します

それぞれが抱える課題が多様化・複雑化する中、各自のウェルビーイング（幸せや生きがい）の向上をめざし、多様な教育ニーズに対応することで、人それぞれの自己実現や自己肯定感を高める教育が求められています。

【基本施策】

- ①子育て・子育ての支援の充実を図り、子どもや養育者の居場所づくりに努めます。
- ②まちづくりにともに関わり合うパートナーとして、次世代を担うすべての子どもの権利を保障する、「（仮称）子どもの権利に関する条例」を制定し、条例を学ぶ機会や周知・啓発の充実を図ります。
- ③学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育を推進します。
- ④すべての学びの基礎となる「確かな学力（※4）」を身につけることができるよう、教員の資質向上と教育活動の充実を図り、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現に取り組みます。
- ⑤ALT（※5）や諸団体の人々とともに、世界につながる英語教育を推進します。
- ⑥「阪南GIGAスクールビジョン（※6）」の実現に向け、ICT教育の充実を図ります。
- ⑦言語能力を伸ばし、創造力や表現力を豊かにするため、学校図書館や市立図書館を活用した読書活動の充実を図ります。
- ⑧計画的に施設等の整備を図ることで、安全・安心な教育環境の確保と充実を図ります。



小学校 1人1台端末による学習活動



小学校 ALT(外国語指導助手)配置事業

【方針その2】

人がつながり支えあい

「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します

自他の人権や多様性が尊重され、地域社会で、誰もが幸せや豊かさを感じられる社会づくりを実現するため、皆で力を合わせ、誰一人取り残さず、ともに育ち、ともに高め合う関係づくりが求められています。

【基本施策】

- ①生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実、質の向上を図ります。
- ②就学前教育と小学校教育の円滑な接続のために、幼稚園・保育所・こども園など小学校との連携を強化します。
- ③子育てがしやすい環境づくりのため、預かり保育やファミリー・サポート・センター（※7）の利用促進など、保護者ニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- ④人権に関する正しい知識を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める人権教育を総合的に推進します。
- ⑤いじめ、児童虐待、不登校に関する取組を強化し、その課題解決に努めます。
- ⑥すべての子どもの自立をめざすとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況や教育ニーズに応じた指導・支援を行う支援教育を推進します。
- ⑦必要な情報を適切に評価・活用できる「情報活用能力」の育成を図ります。
- ⑧教育支援センターシンパティア（※8）の機能充実も含め、子ども、保護者、市民、教職員等を対象とした相談活動、支援機能の充実に努めます。
- ⑨世界の多様な伝統や文化への理解を深め、すべての人々が助け合い、生きていく社会の実現をめざす教育を推進します。



ファミリー・サポート・センター
協力会員養成講座



教育支援センター「シンパティア」

【方針その3】

まなぶ・はぐくむ・つなぐ

「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します

多くの社会課題の解決のため、人々が、生涯にわたり、あらゆる場所、時間、方法で、自発的に自由で広範な学習を行い、地域社会への貢献等により、他者とともに生涯にわたり学び続けるひと・まちづくりが求められています。

【基本施策】

- ①家庭教育、学校教育、および社会教育の活動に「守破離（しゅはり）（※9）」の考え方を取り入れ、それぞれの充実と、相互に連携・協働した学びを推進します。
- ②学校の授業や地域と連携した活動を通して、市の歴史・文化の学習を深め郷土への愛着心を育みます。
- ③中央公民館体制（※10）の中で、公民館を「人と触れ合う交流の場」、「様々なことを学べる学習の場」、「身近な生活の場」とし、生涯学習を充実させる講座やイベント等を開催し、各種活動を支援します。
- ④市と日本の歴史・文化の保存と継承を行い、芸術・芸能を振興する施策を展開します。
- ⑤市民の読書意欲を高める企画・運営を行い、読書環境を整えます。
- ⑥市民の潤いと健康が増進する取組を行い、それぞれの個性やライフスタイルに応じた各種スポーツの普及に努めるなど、スポーツを振興する施策を推進します。
- ⑦文化財を学校教育や社会教育で活用し、郷土の歴史や文化の大切さを啓発するとともに、広く発信することにより郷土への愛着心を育みます。



中央公民館 地域のつくり手育成講座



阪南市健康マラソン大会

【方針その4】

はんなんの うみ・やま・さと をフィールドに 「未来に向かって生きる力」を育みます

本市の恵まれた自然を五感で感じる体験活動や人との交流を通して、子どもたちの郷土愛を育みながら、未来に向かい、主体的に社会の形成に参画し、持続可能な社会の実現に寄与する人材が求められています。

【基本施策】

- ①家庭・地域・諸団体の人々と協働し、子どもの「生きる力」を育みます。
- ②海洋教育をはじめとする環境教育に取り組み、体験や交流活動を通して、SDGsと環境問題への理解を深める課題解決学習を進めます。
- ③海洋教育では、「はんなん海洋リテラシー（※11）」を多世代で共有し発展させます。
- ④「（仮称）はんなん海の学校（※12）」を創設し、社会教育としての学びを通じて多くの人の郷土愛を育み、主体的に地域課題に関わる人材を育成します。
- ⑤地球温暖化に対する「グリーンカーボン」、「ブルーカーボン」（※13）など環境保全に関わる学習の充実を図ります。
- ⑥地域や関係機関等と連携した交通安全教育、防犯教育、および防災教育の取組を推進します。
- ⑦学校給食を通じた健康な身体づくりとともに、食の文化や自然の恩恵、生産の背景にある人々の営みへの理解を深め、感謝の気持ちと環境保全に寄与する態度を養う食育を推進します。



小学校 海洋教育における体験活動(アマモの栽培)

(用語解説)

- ※1 【SDGs (エス・ディー・ジーズ)】 2015 年9月に国連総会で採択された 2030 年までに達成すべき持続可能な開発のための 17 の国際目標のこと。阪南市は、SDGs の達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から「SDGs 未来都市」の選定を受け、持続可能で好循環な地域づくりの実現をめざし、まちづくりに取り組んでいる。
- ※2 【海洋教育パイオニアスクールプログラム】 新しい海の学びに取り組んでいこうとする学校を応援する、日本財団、笹川平和財団海洋政策研究所が主催する助成制度のこと。
- ※3 【生きる力】 変化の激しいこれからの社会を生きぬくために必要な確かな学力と豊かな人間性、健康・体力等、知・徳・体のバランスのとれた力のこと。
- ※4 【確かな学力】 『生きて働く「知識・技能」』、『未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」』、『学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力・人間性」』など、幅広い学力のこと。
- ※5 【ALT】 学校における外国語指導助手 (Assistant Language Teacher) のこと。
- ※6 【阪南 GIGA スクールビジョン】 文部科学省が打ち出した「GIGA スクール構想」に基づく、本市小中学校における ICT 教育の環境整備に伴い、本市がめざすべき ICT 教育の目標や内容を取りまとめたもの。
- ※7 【ファミリー・サポート・センター】 子どもを預かってほしい人と、預かることができる人を結びつける取組のこと。
- ※8 【教育支援センターシンパティア】 登校できない状況にある子どもの居場所として、校園生活への復帰や社会的自立を支援すること、および教育に関する多様な相談を行う拠点のこと。
- ※9 【守破離 (しゅはり)】 日本の芸道・芸術におけるステップアップの考え方で、決められたことを「守」って基本を習得し、身に付けた基本をベースにしながら自分なりの工夫をして徐々に基本を「破」る、そして基本から「離」れて全く新しいことを生み出すプロセスのこと。
- ※10 【中央公民館体制】 中央公民館が3つの地区公民館(尾崎・東鳥取・西鳥取)を統括と支援を行い、連携を図ることで、市全域の社会教育の推進を図り、公民館活動の活性化を図るための公民館の運営体制のこと。
- ※11 【はんなん海洋リテラシー】 はんなんの海から私たちが受けている様々な影響について理解し、はんなんの海と私たちの未来に向けてできることは何かを考え発信していくことを目標として子どもたちに育みたい力や発達段階に応じた育成目標などを取りまとめたもの。
- ※12 【(仮称) はんなん海の学校】 「海洋教育」を持続可能な取組となるよう、社会教育として実施する取組のこと。
- ※13 【グリーンカーボン】、【ブルーカーボン】 グリーンカーボンは、陸上にある草や木が光合成による炭素の吸収、ブルーカーボンは、海の海洋生態系による炭素の吸収で、ともに地球温暖化対策として温室効果ガスを削減する取組のこと。

1. 教育の目標

- ◎ 生涯学習のひと・まちづくりをめざし、自ら学びに向かい、考え、判断し、表現できる子どもを育てます。
- ◎ すべての子どもが安心して、ともに学び ともに育つ 教育をめざします。
- ◎ よりよい生活習慣の定着を図り、学習意欲や体力の向上をめざします。

2. 推進強化事項

- ☆ 教員の教科指導力向上のための計画的な研修の実施と、子どもの学力向上につなげる授業改善
- ☆ 阪南の豊かな自然の中で取り組む「海洋教育」、「総合的な学習の時間」等における「課題解決学習」、「探求型協働学習」の推進
- ☆ 教職員の人権意識を高め、すべての子どもの人権を保障し、多様性を尊重する教育の推進
- ☆ 不登校やいじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取組の一層の推進
- ☆ 新型コロナウイルス感染症等に関し、基本的な感染症対策を講じることによる子どもの健やかな学びの保障

3. 重点項目

重点1. 未来に向かって「確かな学力」と「生きる力」を育成する

「確かな学力」と「生きる力」の育成とは、

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養 のこと

【取組の重点】

- * S D G s (※1)に関する学習や活動を通じ、新しい時代を切り開き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成すること
- * 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨の実現に向けた授業改善を推進すること
- * 自ら身近な課題の解決に取り組む、海洋教育を通した海洋リテラシー (※2) の育成をはじめとする環境教育を推進すること

【取組項目】

○言語活動の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした保育・授業改善を推進し、学力向上につなげる。

- 学習意欲の向上を図るとともに、生きて働く知識・技能を習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力を育成する。
- 海洋教育などの体験活動を通して「課題解決学習」や「探求型協働学習」を進める中、主体的に課題を発見し解決しようとする態度を身に付け、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を涵養する。
- すべての教科等で、学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを導くなどの言語活動を充実させ、言語能力の育成を図る。
- 子どもたちの学力向上、教員の教科指導力向上のため、研究授業を実施し、授業改善に努める。
- 児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させる。
- 地域や関係団体と連携を図り、「海洋教育副読本」などを活用した環境教育に取り組むことで、自分たちが暮らす社会と地域に興味を持ち、豊かな自然環境を進んで保全しようとする態度を育成する。
- 家庭における学習習慣の定着を図り、自ら進んで学ぶ態度を育成する。
- 学校図書館を有効活用するとともに、市立図書館と連携して、読書活動・学習活動の充実を図る。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(※3)に留意し、学びの連続性を踏まえた教育課程を編成する。

重点2. 阪南GIGAスクールビジョン(※4)の実現に向けた取組を推進する

【取組の重点】

- * ICT機器(※5)や授業支援ソフトを活用した授業改善の一層の推進を図ること
- * 各教科の学びを深め本質に迫る探究活動の充実及び情報モラル教育を推進すること
- * 個別最適な学びの推進及び学習機会の確保に向けた学習用タブレット端末の家庭での積極的な活用を図ること
- * 校務・授業のスリム化を通じた教員の働き方改革を推進すること
- * ICTを活用した授業を展開するための教員研修を充実すること

【取組項目】

- 1人1台端末を活用した、双方向型の授業、一人ひとりの理解度により選択できる『個別最適な学び』、多様な考えを活かし深めることができる『協働的な学び』をさらに推進させる。
- 課題を設定し、情報を収集し、整理と分析を進め、まとめて表現する、といった一連の学習の流れを確立し、探究活動を充実させる。
- 情報モラル教育を含めた情報活用能力とプログラミング的思考(※6)を育む教育を推進する。
- 家庭学習や学習機会の確保、子どもと教員がよりつながることをめざし、学習用タブレット端末の家庭での活用を進める。
- ICT機器や校務支援システムなどの活用により教員の働き方改革を進め、教員が児童生徒や教材と向き合う時間を確保する。
- ICT担当教員を中心に校内体制を整え、好事例の共有など、学習用タブレット端末をより効果的に活用するための校内研修を実施する。

重点3. 外国語(英語)教育の充実を図る

【取組の重点】

- * 英語に親しみ、楽しんで英語を使う子どもを育成すること
- * 英語を使って主体的にコミュニケーションを図り、活用できる力を育成すること

【取組項目】

- ALT(外国語指導助手)(※7)との関わりなどを通して、ワクワクしながら英語を学び、積極的に英語

を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度と実際に活用できる力を養う。

○幼稚園では、各種行事の中で、子どもたちが英語に触れる機会を確保する。

○小中連携を通して、各校の授業内容や活動などの情報を共有するとともに、相互に授業見学する機会を積極的に持つ。

○英語教育担当教員がALTと円滑に連携し、ICTやオンラインの活用を含めた英語教育の推進体制を充実させる。

○小学校外国語活動では、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を行い、「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。

○小学校外国語科では、中学年の内容に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。

○中学校外国語科では、小学校の内容を踏まえたうえで、4技能5領域をバランスよく指導し、「日常的な問題や社会的な問題」を取り上げて実際に外国語を活用する場面を設定する。即興的に伝え合う対話的な言語活動を用いながら、主体的にコミュニケーションを図ることができる力や相手（話し手、読み手、聞き手）を理解しようとする態度を養う。

重点4. 健やかな体を育む

【取組の重点】

- * 学校園と家庭・地域の協働によるよりよい生活習慣の定着と体力づくりを推進すること
- * 全教職員の連携・協力による「食に関する指導」を推進すること

【取組項目】

- 子どもの家庭での生活状況を把握し、家庭、地域、諸団体、校種間の連携を通し、よりよい生活習慣を定着させるための取組を推進する。
- 遊びや生活の中で、幼児・児童期に多様な動きを経験し、体力・運動能力の基礎を培う取組を推進する。
- 子どもの体力の状況を正確に、且つ継続的に把握・分析し、学校園全体で体力向上の取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 家庭・地域と協働し、「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を深める取組を推進し、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じて人間関係形成能力を養う。

重点5. 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する

【取組の重点】

- * すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」教育を推進すること
- * すべての子どもの自立をめざす教育支援体制の確立及び人権教育、生徒指導、学力向上などと連動した支援教育を推進すること
- * 子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を充実すること

【取組項目】

- 人とのつながりを大切にしながら、学校園生活全体を通して、発達を促していく取組を推進するとともに、支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を確立し、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導、支援の充実を図る。
- 市の支援教育方針をふまえ、本人及び保護者の意向を踏まえ、個に応じた特別の教育課程の見直しを随時行うとともに、本人に適した学びの場について検討を行う。
- すべての子どもが参加できるよう、ユニバーサルデザイン（※8）による保育・授業を推進する。

- 合理的配慮（※9）について適切に対応するとともに、すべての子どもに対する支援教育の理解・啓発を一層推進する。
- 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。
- すべての教員が「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を共有し、系統性のある一貫した支援を充実させる。

重点6. 道徳性を養う

【取組の重点】

- * 学校園の教育活動全体を通じた道徳教育を充実すること
- * 子どもが主体的に考え、議論することができる授業を推進すること

【取組項目】

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園の道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築する。
- 授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 多様な価値観にふれながら、自己や人間としての生き方について自ら考え、よりよい方向をめざす資質・能力を育むよう、保育・授業評価を活用し指導方法を工夫・改善する。
- 校種間連携を含めた校内研修の体制を整える。
- 道徳科における子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、日々の指導に生かす。

重点7. 人権意識を高め、実践的行動力を育成する

【取組の重点】

- * 全教育活動における人権意識を涵養すること
- * 人権教育指導体制を充実すること
- * 自他の生命と人権を尊重する心と態度を育成すること
- * 個別の人権課題や「子どもの権利」についての正しい理解の増進と子どもが安心できる環境づくりを推進すること

【取組項目】

- 人権3法（※10）や府人権関係3条例（※11）を踏まえ、子どもの権利、同和問題（部落差別）、ジェンダー平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、性の多様性、インターネット上の誹謗中傷や差別等の今日の人権問題を正しく理解し、その解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。
- 自他の生命や権利を大切にし、違いを尊重して共生することを考える人権教育を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力の育成にも注力する。
- すべての教職員が、個別の人権課題に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることにより、すべての子どもの人権を保障する教育を推進する。
- 人権及び人権問題を理解するための研究保育・授業を実施することにより、教材、学習プログラムの開発・発展に努めるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。

重点 8. 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する

【取組の重点】

- * 教職員一人ひとりの生徒理解力・生徒指導力を向上させること
- * 生徒指導体制の確立と充実を図ること
- * いじめ・不登校や暴力行為、児童虐待の未然防止と発達支持的な視点での生徒指導の充実を図ること

【取組項目】

- 日常の課題への対応を研修の機会として捉え、子どもの個別の状況を理解する力を高め、教職員一人ひとりの指導力の向上を図る。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（※12）などの専門家や関係諸機関と早期に連携する機会を増やし、一人ひとりの子どもや保護者への理解を深め、より適切な支援を組織として計画・実施する。
- 校内の生徒指導体制について点検し、「報告・連絡・相談」を徹底した生徒指導体制を充実させ、組織として協議し対応する。
- いじめ防止対策推進法を一人ひとりの教員が正確に理解し、各校策定の「学校いじめ防止基本方針」の行動計画を実行する。
- いじめについて積極的に認知し、組織として対応することで、早期改善を図る。
- 児童虐待防止やヤングケアラー（※13）への早期支援に向けて教職員の意識を高めるとともに、校園内での見守りの強化及び対応体制を確立し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。
- 学校園の教育活動全体を通じて、子どもが自主的・主体的に取り組む活動を実施し、すべての子どもの成長を促す指導を充実させる。

重点 9. 学校園運営体制を確立し、教職員の指導力・教育力の向上を図る

【取組の重点】

- * 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくりを進めること
- * すべての教職員が互いに学びあい育ちあう同僚性のある校園内体制づくりを進めること
- * 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修を積極的に活用すること

【取組項目】

- 教職員の世代交代が進む中、分掌や運営の在り方を見直し、一層効率的な学校園運営組織の構築を図る。
- 生徒指導、授業改善、ICT機器の活用などの課題に対して、それぞれの教職員、様々な職種の専門性が発揮できる校園内体制を整備する。
- 日常的なOJT（※14）により教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営に参画する。
- 各校園において取組の成果を計画的・具体的に検証し、PDCAサイクルにより改善を図る。

重点 10. 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

【取組の重点】

- * 各校園の「学校安全計画」等に基づく、安全教育と安全指導を推進すること
- * 危機管理体制の強化と防災教育を充実すること

【取組項目】

- 各校園の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を全教職員で定期的に見直し、教職員一人ひとりの子

どもたちの命を守る危機意識向上を図り、危機管理体制を確立する。

- アレルギーに関する情報共有や校内研修を実施することにより、事故の未然防止及び発症時における緊急対応の体制を確立し、子どもの健康安全を確保する。
- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、家庭、地域、見守りボランティア、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災教育・防災訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育む。
- 熱中症予防のために、水分や塩分の補給、適切な休息、健康観察などの健康管理を徹底する。

重点 1 1. 子どもの豊かな成長に向け、家庭・地域等との協働を充実させる

【取組の重点】

- *教育コミュニティづくりを推進すること
- *キャリア教育（※15）を推進すること

【取組項目】

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、家庭や地域の教育力・養育力の向上に努める。
- 保幼小中や支援学校、高校、大学等との連携を深め、課題に対し協働して取り組む。
- 中学校区で共有した「めざす子ども像」の実現に向け、社会的・職業的自立に必要な力や態度を育成する。

【 用 語 解 説 】

- ※1 **SDGs** 「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国際サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標のこと。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められている。阪南市も令和4年に「SDGs未来都市」に選定され、取組を推進している。
- ※2 **海洋リテラシー** 海洋に関する知識・教養を得て、それを活用する能力のこと。また、海が私たちに与える影響を理解し、私たちが海に与える影響を理解すること。『水産・海洋に関して国民が学ぶべき知識や技術』
- ※3 **「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」** 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明確化したもの。しかし、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもない。小学校と共有することにより幼小接続を推進することにもつながる。
- ※4 **阪南GIGAスクールビジョン** 文部科学省が提唱したGIGAスクール構想を受けて、阪南市で策定した教育ビジョンのこと。5つの教育目標と4つのキーワードを掲げ授業改革を進める。
- ※5 **ICT** 「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。PCやタブレット、電子黒板などを「ICT機器」、教育現場での情報通信技術を活用した取組を「ICT教育」という。
- ※6 **プログラミング的思考** 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
- ※7 **ALT（外国語指導助手）** 「Assistant Language Teacher」の略称で、小、中学校等に配置し、児童生徒の外国語教育や国際理解教育の学習活動の補助を行う。阪南市においては、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、8名のALTを配置している。
- ※8 **ユニバーサルデザイン** 障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
- ※9 **合理的配慮** 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない。
- ※10 **人権3法** 平成28年度に差別を解消することを目的に制定された、3つの法律。
「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」
「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」
「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」

- ※１１ 府人権関係３条例 平成３１年度に増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、制定及び改正を行った３つの条例。
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」
- ※１２ スクールソーシャルワーカー 子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が担うことが多い。
- ※１３ ヤングケアラー 法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
- ※１４ ＯＪＴ 日常業務を通じた従業員教育のこと。日本の企業が開発したもので、業務現場における日常的経験の積み重ねによって、仕事に必要な力を向上させていくというもの。
- ※１５ キャリア教育 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

令和 6 年度
阪南市教育委員会点検・評価報告書
(令和 5 年度施策・事業対象)

発行 阪南市教育委員会
編集 生涯学習部 教育総務課
〒599-0292 阪南市尾崎町 3 5 番地の 1
電話 072-489-4540 FAX 072-473-3504
E-mail : kyouiku-s@city.hannan.lg.jp